

実施方針に対する質問・意見への回答

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
1	1	第1	1				はじめに	質問	当初は地盤沈下対策で始めたがありますが、地下水位の変化と地盤沈下の変化状況と併せて、企業の井水利用の情報が有ればご教示ください。	工業用水道の完成により、地下水のくみ上げは昭和43年12月に一定基準に適合する井戸以外禁止となり、地盤沈下については近年は沈静化の傾向にあります。また、水道局では「大阪市水道事業給水条例」に基づき、新たな地下水等利用専用水道の設置者に届出を義務付けております。これらに関する情報は、以下の大阪市ホームページをご確認ください。 ・地盤環境に関するページ （ https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000064234.html ） ・水道局において把握している地下水等利用専用水道を使用している施設のページ （ https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000029708.html ）
2	1	第1	2				用語の定義(水道事業からのバックアップ)	質問	上工連絡管の運用にあたっての、適切な手順について具体的にご教示ください。例えば、日々の施設メンテナンス方法、運用時の上水系統の水圧管理方法、水質監視方法等について、責任分界点を明確にしていきたい。	上工連絡設備による上工切替作業は市側で対応するため、上水道への影響についてのご懸念は、基本的に必要ありません。ただし運営権者は、「要求水準書(案)P66第4－3(3)イ(イ)」に示すとおり、上工切替作業を行うことによる影響範囲や上水道の供給量、実施期間等の見通しについて、市に示す必要があります。日々のメンテナンスにおける責任分界点については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
3	1	第1	2				用語の定義(水道事業からのバックアップ)	質問	緊急時対応として上工連絡管を運用する場合、上水との緊密な調整が不可欠だと認識しております。特に上水系統の管網水理計算、ポンプ運転調整、運用時の水圧監視が重要であり、運用マニュアル等は整備されているのであれば、提供をお願いします。	
4	1	第1	2				用語の定義(水道事業からのバックアップ)	質問	接続管を設置した後の適切な手順による操作は開示されるものと思いますが、その操作は運営権者が行うのでしょうか。	
5	1	第1	2				用語の定義(水道事業からのバックアップ)	意見	「水道事業からのバックアップ」について、現在使用されている具体的な手順書等を引き継いでいただけたと考えて良いでしょうか。	
6	1	第1	2				用語の定義(水道事業からのバックアップ)	質問	現在、配水管の更新工事に、上工連絡管の使用実績はございますか。また、塩素水が混じることについて、受益者への補償(中和の薬品等も含む)は実施されていますか。	
7	1	第1	2				用語の定義、水道事業からのバックアップ	質問	上水道配管からのバックアップにおいて、残留塩素に留意とありますが、上工水を接続した場合、具体的に留意すべき点とはどのような内容でしょうか。	水道事業からのバックアップに関し、具体的に留意すべき点は、上水道に含まれる残留塩素に懸念を示される利用者への配慮です。こうした利用者に対し、市では、事前説明にて了承を得たうえで上工連絡設備を使用することを徹底しており、これまでに残留塩素に関連して利用者へ補償を行った事例はありません。上工連絡設備の使用実績や利用者への影響については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
8	1	第1	2				用語の定義(水道事業からのバックアップ)	質問	現在、配水管の更新工事に、上工連絡管を使用する場合、工事の何か月前から受水企業との調整協議を進めているのでしょうか。施工計画を検討するのに必要ですのご教示の程お願いいたします。	上工連絡設備を使用する場合は、更新工事の計画段階において、上水道に含まれる残留塩素に懸念を示される利用者に対し、事前説明を行い了承を得たうえで、設計を進めることとしています。
9	1	第1	2				用語の定義(水道事業からのバックアップ)	質問	全ての上工連絡管はいつでも利用可能な状態にメンテナンスが実施されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。市では現在、上工連絡設備の機能を確保するためのメンテナンスを実施しています。また、当該設備は運営権設定対象施設として、「実施方針P40の表5」のうち工業用水道の配水管網に含まれており、事業期間中における当該設備のメンテナンスは、運営権者にて実施していただきます。
10	1	第1	2				用語の定義(水道事業からのバックアップ)	質問	全ての上工連絡管を使用する際の、水道料金についての基準をご教示ください。施工計画を検討するのに必要となります。	上水道から応援給水するケースは、突発的な漏水事故や自然災害による断水時を想定していますので、あくまで危機管理的な措置として利用者に支障を与えないよう実施するものであり、当然、利用者には、上水道を供給する場合であっても、供給規程に定める工業用水道料金をお支払いいただくこととなります。運営権者側の何らかの明確な瑕疵によって応援給水が必要となるような特段の場合を除き、これまでの上工連絡管の使用実績と同様、運営権者には水道事業で追加的に発生する変動費相当の費用のみをご負担いただくものです。なお、これまでの上工連絡管の使用実績は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。また、詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
11	2	第1	2				用語の定義(運転管理)	質問	全ての浄配水場には北港加圧ポンプも含まれるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおり、北港加圧ポンプ場も含まれます。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
12	2	第1	2				用語の定義(状態監視保全)	質問	「管路の状態監視保全については、異常、損傷、地下漏水等を把握する 手法 を用いて」とありますが、これは、管路の状態を適切に把握できるのであれば、必ずしも装置のような追加投資を要しないという理解でよろしいでしょうか。また、装置を設置した場合、事業終了時は設置した装置の撤去は運営権者の義務となるのでしょうか。	ご理解のとおりです。 また、装置を設置したケースでは、効果的な状態監視保全（大規模漏水の発生防止等）が実現され、市が事業期間終了後も当該装置の必要性を認めた場合、残存価値を勘案して買い取ることを検討しており、詳細については募集要項等公表時にお示しする予定です。
13	2	第1	2				用語の定義(状態監視保全)	質問	「不具合があれば大規模漏水※に至る前に、その劣化状況に応じた適切な措置を講じる一連の行為を指す」とありますが、これは、大規模漏水とはいえない小規模漏水は許容され、有収率が問われるものではないという理解でよろしいでしょうか。	本事業では、状態監視保全の実施により大規模漏水の未然防止を求めますが、小規模漏水の取扱いについては、ご提案の範疇ではないかと存じます。 一方で、収益性や管路管理計画の履行状況を確認する際の参考指標として、有収率や有効率が考えられることから、業務モニタリング手法についての検討を進め、募集要項等公表時にお示しする予定です。
14	3	第1	2				用語の定義(支障移設)	質問	支障移設について「相手側によって費用負担の考え方が異なる」と表記していますが、具体的にどのように異なるかを明示ください。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
15	10	第2	1	(1)			背景	質問	14段落「現在の水需要の統落傾向や、多量使用の利用者の使用中止による収益悪化のリスク…」とありますが、多量使用の利用者が多数使用停止となった場合、本事業は成立しなくなります。事前に状況を把握しているようでしたら開示をお願いいたします。	これまでの水需要及び給水収益の推移については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。また、当該資料以降の新たな情報につきましても、募集要項等公表時等、随時、お示しする予定です。
16	10	第2	1	(1)			背景	質問	水道事業からのバックアップとは、具体的にどのようなものかご教示ください(現在の施策拡充とか新規の施策等物理的なバックアップだけか、資金面やノウハウも含めるのか)。また上水を利用した料金はどうかご教示ください。	「実施方針P1の表1用語の定義(1)」に記載の「水道事業からのバックアップ」をご確認ください。上水道から応援給水するケースは、突発的な漏水事故や自然災害による断水時を想定していますので、あくまで危機管理的な措置として利用者に支障を与えないよう実施するものであり、当然、利用者には、上水道を供給する場合であっても、供給規程に定める工業用水道料金をお支払いいただくこととなります。 運営権者側の何らかの明確な瑕疵によって応援給水が必要となるような特段の場合を除き、これまでの上工連絡管の使用実績と同様、運営権者には水道事業で追加的に発生する変動費相当の費用のみをご負担いただくものです。 なお、これまでの上工連絡管の使用実績は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。 詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
17	10	第2	1	(1)			背景	質問	IRの誘致等を本事業にとって好機と捉えていますが、工業用水道事業の縮小を積極的に行う(上水道に切替、井水の利用など)考えは無いのかご教示ください。	これまで市では、常に損益分岐点を勘案しながら、固定費の削減に努め、過去12年連続で黒字経営を行ってきました。 市の業務を10年間担っていただく運営権者に対しては、民間事業者ならではの経営ノウハウや創意工夫により、既存の利用者への工業用水の供給をはじめとする、これまでのサービス水準を維持しつつ、コンパクトで無駄のない、収益性の高い事業構造の実現をめざしています。 また、給水区域別の利用者の分布状況や水需要動向、施設の立地特性等を総合的に勘案することも重要であると考えています。ご質問にあるような対応について、運営権者が市に代わる工業用水道事業者として必要と判断される場合はその考え方をご提案ください。 なお、IRの誘致先である夢洲における工業用水の需要に対する新たな配水管等の施設整備は、市が実施することと想定しており、これによる需要の増は運営権者のインセンティブになると考えています。
18	10	第2	1	(1)			背景	質問	現在の水需要の統落傾向や、多量使用の利用者の使用中止による収益悪化のリスクとありますが、現状のままだとどの程度の減少を想定されているのでしょうか？	平成30年(2018年)3月策定の「大阪市水道経営戦略(2018-2027)」に令和12年(2030年)までの水需要の推移予測をお示ししており、また、近年の水需要及び給水収益の推移については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。また、当該資料以降の新たな情報につきましても、募集要項等公表時等、随時、お示しする予定です。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
19	11	第2	1	(2)			目的	質問	「複数のシナリオ」とは具体的にどのような物でしょうか。また、市の選択したシナリオに対して運営権者はどのような義務がありますでしょうか。	運営権者には、実施方針における基本方針の趣旨に基づいて、当該事業期間である10年間の事業経営を良好に実施することに専念していただくことが基本ですが、市は工業用水道施設の所有者として、工業用水道事業の持続的な経営のあり方について、本事業期間中の需要動向等を把握しながら、また、運営権者による経営方針との整合を図りながら、様々なケースをシナリオとして想定しながら検討していく必要があります。 基本的な考え方としては、市域の産業活動を支える水インフラとしての工業用水道事業の役割を踏まえつつ、コンパクトで無駄のない、収益性の高い事業構造の実現を目指し、利用者の分布状況や水需要動向、施設の立地特性等に応じた複数のシナリオを想定しています。 そのため、市が工業用水道事業における将来像(中・長期的な収支見通しや施設の最適配置)を検討するにあたり、現在の工業用水道事業が置かれている経営環境及び本事業の事業期間において発生する経営要因等を勘案し、想定する複数のシナリオから弾力的に選択できるよう、運営権者に情報共有や協議を求めることとしています。
20	11	第2	1	(2)			目的	質問	複数のシナリオとは具体的に何でしょうか。	
21	11	第2	2	(2)	ア		運営権者に求める基本方針	質問	効率的で収益性の高い戦略的な投資水準とすることとありますが、収益性が見込めない場合は投資しなくてもよいということでしょうか。	これまで市では、常に損益分岐点を勘案しながら、固定費の削減に努め、平成19年度以降、経常黒字を確保してきました。 市の業務を10年間担っていただく運営権者に対しては、民間事業者ならではの経営ノウハウや創意工夫により、既存の利用者への工業用水の供給をはじめとする、これまでのサービス水準を維持しつつ、コンパクトで無駄のない、収益性の高い事業構造の実現をめざしています。 また、給水区域別の利用者の分布状況や水需要動向、施設の立地特性等を総合的に勘案することも重要であると考えています。ご質問にあるような対応について、運営権者が市に代わる工業用水道事業者として必要と判断される場合はその考え方をご提案ください。
22	11	第2	2	(2)	イ		運営権者に求める基本方針	質問	先進的な状態監視保全システムとは具体的にどのようなものでしょうか。	ICT、GPS/IoT、AI等の先進技術により、管内面や既設の弁栓室内に検知器を設置する手法等を用いて管路状態を監視し、大規模漏水の未然防止を達成できるシステムを想定しています。 市としては、民間事業者ならではの、こうしたご提案を期待しています。
23	11	第2	2	(2)	イ		運営権者に求める基本方針	質問	現在埋設されている管路の情報を視覚的・一元的に表示する程度のものか、現地の管路の状態をリアルタイムで監視するために、試掘等を行い故障や劣化傾向等を検出する装置等を設置する必要があるのかご教示ください。	
24	11	第2	2	(2)	イ		運営権者に求める基本方針	質問	費用対効果の高い管材料とは耐震性は求めないのでしょうか。	「要求水準書(案)P48の表4－2更新の対象管路(1)」及び「表4－3更新の対象管路(2)」を除き、耐震管の使用は必須ではありません。
25	11	第2	2	(2)			運営権者に求める基本方針	質問	市が平成19年度以降取り組んできた実績と同等以上の水準による安定した事業経営と記載されていますが、その水準を定量的な基準として、ご教示ください。	本市工業用水道事業では、平成19年度以降、経常黒字を確保しており、その際の経営改善に関する取組実績に対し、同等以上の水準を求めているものです。詳細は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
26	11	第2	2	(2)			運営権者に求める基本方針	質問	貴市が平成19年度以降に取り組んできた実績と同等水準についてご教示ください。	
27	11	第2	2	(2)			運営権者に求める基本方針	質問	平成19年度以降取り組んできた実績と同等以上の水準とは具体的にどのようなレベルでしょうか。	
28	12	第2	2	(3)			運営権者に求める基本方針	質問	新規需要の開拓では、企業誘致も含まれるのでしょうか？	ご理解のとおりです。 運営権者に対しては、民間事業者ならではの情報収集力や営業力を駆使し、企業誘致を含めた新規需要開拓への取組に期待しています。その際、水道局としては、必要に応じ、市の産業振興施策との連携等について支援することも想定しています。
29	13	第3	1	(4)			本運営事業の対象となる施設	質問	運営権を設定する施設には、具体には、東淀川浄水場は含まないということでしょうか。	東淀川浄水場内の施設は基本的に運営権対象施設に含まれますが、一部、水道事業及び他事業体との共用施設は除外しています。 運営権設定対象施設については、「実施方針P40第6－1公共施設の内容」をご確認ください。また、その詳細については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
30	13	第3	1	(4)			本運営事業の対象となる施設	意見	事業計画検討およびリスク算定のための時間が短いため、募集要項の公表前に最新の施設情報(機器リスト、台帳、維持管理履歴等、市実施のアセットマネジメント計画)の開示、現地調査およびヒアリング等の機会付与をお願いします。	施設情報等については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にお示しするほか、今後予定します浄配水場見学で施設の現況等をご確認いただきます。また、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおける、設備台帳の開示や職員ヒアリングの機会付与についても検討してまいります。
31	13	第3	1	(4)			本運営事業の対象となる施設	意見	事業計画検討およびリスク算定のため、引続き、最新の施設情報(機器リスト、台帳、維持管理履歴等)の開示、現地調査およびヒアリング等の機会付与をお願いします。	
32	13	第3	1	(4)			本運営事業の対象となる施設	質問	管路等には管路に付随する空気弁・手動弁が含まれ、市の所管となっております。また、同じく付属する設備として電蝕防止設備がありますが、これらは運営権設定対象施設に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
33	13	第3	1	(4)			本運営事業の対象となる施設	質問	「他事業体と共有または共用している施設等を除き」とありますが、「取水口」は「要求水準書の表3-1」で対象施設に含まないと規定する一方で、「運転管理」では「取水口の運転管理」が規定されています。「他事業体と共有または共用している施設等」で、トラブルが発生した場合等における責任の所在を詳細にお示ください。	「要求水準書(案)P32の表3-1(参考)」に示すとおり、取水口は第1制水弁を分界点とし、これより上流側の設備は市が施設管理を行い、これに要する費用はサービス対価として運営権者が負担します。このとき、市の施設管理範囲で起きたトラブル(施設の破損、故障等)について、明らかに施設管理の不備に起因するものは市が負担し、それ以外のは運営権者が負担します。一方、運転管理を運営権者自らが実施した場合は、上記分界点に関わらず、運転管理に起因するトラブルの一切は、運営権者が負担します。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
34	13	第3	1	(4)			本運営事業の対象となる施設	質問	「市水道事業や他事業体と共用又は共用している施設等を除く」と記載がありますが、運営権者設定対象施設での事故や異常によって、それら施設に影響を及ぼす場合には、どのような扱いになるのでしょうか、ご教示お願いいたします。	運営権設定対象施設(運営権者の施設管理範囲)での事故や異常の影響が、運営権設定対象外の施設(市水道事業や他事業体と共有又は共用している施設)に及ぶ場合、その影響を解消するための措置は市が行い、これに要する費用は運営権者が負担します。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
35	13	第3	1	(4)			本運営事業の対象となる施設	質問	本事業の期間中に市が更新又は改造する施設の計画等については、募集要項公表より前に公表して頂けますでしょうか。	現在進めている又は計画している更新工事について、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
36	13	第3	1	(4)			本運営事業の対象となる施設	質問	本事業の期間中に「市が更新または改造した施設を含む」とありますが、現状、貴市が計画している施設はあるのでしょうか。	
37	13	第3	1	(5)			事業方式	質問	対象施設に対して、事業所税の資産割などは発生するのでしょうか。導管などの道路下埋設物についても発生するのでしょうか。	工業用水道施設は、「地方税法」において非課税施設に規定されていないことから、運営権者が事業を実施する場合には、運営権設定対象施設のうち、浄水場及び配水場の建屋については事業所税の資産割が発生することが見込まれます。事業所税の対象となり得る家屋の面積については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。一方で、導管などの道路下埋設物については、事業所税の対象である事業用の家屋にはあたらないため、事業所税は発生しないものと見込まれます。詳しくは課税の判断を行う市税事務所にご確認ください。
38	13	第3	1	(6)			事業の範囲	質問	管路の管理運営に関する業務において、市水道事業や他事業体と共用又は共用している管路に関する業務は対象業務から除外されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
39	13	第3	1	(6)			事業の範囲	質問	「委託禁止業務として定められた業務」について、コンソーシアム構成員への委託は認められると考えてよろしいでしょうか。	基本的には再委託を広く認める方向ですが、委託禁止業務の詳細については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
40	13	第3	1	(6)			事業の範囲	質問	委託禁止業務として定められた業務を具体的に提示して頂けますでしょうか。	
41	13	第3	1	(6)			事業の範囲	質問	貴水道局は工業用水事業を「休止」とするのでしょうか。その場合、公営企業法の適用は受けるのでしょうか。適応を受けた場合、水道局の権限と責務はどうなるのでしょうか。	本市工業用水道事業は「休止」しますが、「地方公営企業法」の適用はこれまで通り受け、本市工業用水道事業会計は存続します。市は、具体的に、モニタリング業務等を行う本事業の監理監督者、長期的な事業の将来像等を検討する工業用水道施設を保有する管理者、大阪市工業用水道事業会計の予算作成等を行う地方公営企業という権限と責務を有することとなります。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
42	14	第3	1	(6)	ア	(ア)	工業用水の供給及び経営等に関する業務	質問	供給規定の作成、(オ)における事業継続計画などを始め、現在市にて作成運用している資料の開示は受けられるということでしょうか。	業務の実施にあたり、現在市で作成運用している資料については、要求水準書(案)の各章末尾の参照文書をご確認いただくことを想定しています。なお、参照文書中、下線の引いてあるものは実施方針の公表時に合わせてお示しており、それ以外のもの(事業継続計画はこちらに含まれます。)については、優先交渉権者決定時に優先交渉権者に提供する予定です。 市から所管省庁へ届け出ている供給規程は「大阪市工業用水道事業給水条例」であり、市ホームページにてご確認ください。 (大阪市工業用水道事業給水条例： https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000498867.html)
43	14	第3	1	(6)	ア	(イ)	浄水場及び配水場の管理運営に関する業務	質問	浄水場の委託について市にサービスレベルに関する要求水準が課されるという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 募集要項等公表時に、浄配水場の運転管理及び水質管理に関する運営権者から市への業務委託内容及び要求水準、契約金額の算定方法等を運転管理等業務委託契約書(案)にお示しする予定です。
44	14	第3	1	(6)	ア	(イ)	浄水場及び配水場の管理運営に関する業務	質問	浄水場の運転管理及び水質管理業務を市に委託するにあたって、本事業のサービスレベルに関する要求水準も委託に伴い全て市へ移転され、運営権者側にリスクは残らないという理解でよろしいでしょうか。	浄配水場の運転管理及び水質管理業務を市に委託する場合、委託業務に起因するリスクについては、基本的に市が負うことを想定しています。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
45	14	第3	1	(6)	ア	(イ)	浄水場及び配水場の管理運営に関する業務	質問	工業用水道の運転管理を「上水道の浄水場」内で実施する場合、例えば従事者の「検便」の費用等、通常では発生しない費用については、市が負担すると理解してよろしいですか。	例示頂きました従事者の「検便」の費用については、施設管理の実施にあたり、柴島浄水場への入構が必須となるため、通常発生する費用として、運営権者が負担します。 このほか、運営権者及び市の費用負担については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示しています。
46	15	第3	1	(6)	ア	(イ)	浄水場及び配水場の管理運営に関する業務	質問	水道事業からのバックアップを行う際、水道事業の使用水量に対する費用負担等の考え方をご教示下さい。	実施方針No10の回答をご参照ください。
47	15	第3	1	(6)	ア	(イ)	浄水場及び配水場の管理運営に関する業務	質問	東淀川浄水場における運転管理及び水質管理業務を市に業務委託することを原則とするとありますが、であるならば、事業範囲から外してもいいのでしょうか。	本事業は、民間事業者が事業許可を取得し、民間事業者としてのノウハウ、創意工夫、先進技術を駆使し、安定的かつ経営合理性の高い事業運営を行うことにより、工業用水の安定供給と持続可能な事業経営を図ることを目的としていることから、一部の上水道との共用施設を除き、工業用水道事業全般に公共施設等運営権を設定しています。 そのうえで、浄水場の運転管理と水質管理について、市への委託を原則としていますのは、上水道と一体的運用しているシステムの切り離しによる運転管理や水質管理などを、運営権者が市に委託することなく自ら全て行う場合に比べ、市への委託が運営権者にとってインセンティブが高いとの仮定に基づいたところによります。
48	15	第3	1	(6)	ア		特定事業	質問	運転管理及び水質管理業務について、運営権者が運転管理システムを構築した場合、運営権者が実施できるのでしょうか。	浄配水場の運転管理と水質管理業務について、市への委託を原則としていますのは、上水道と一体的運用しているシステムの切り離しや水質管理などを、運営権者自らが全て行う場合に比べ、市への委託が運営権者にとってインセンティブが高いとの仮定に基づいたところによります。 これらの業務を運営権者側で実施することも可能としていますが、その際には、上水道のシステムとの切り離しに係る具体的方針や実施手法について、ご提案いただくものと考えております。 市への委託を採用される場合については、募集要項等公表時に、運営権者から市へ浄配水場の運転管理及び水質管理業務を委託した場合の運転管理等業務委託契約書(案)として、業務委託内容及び要求水準、契約金額の算定方法、委託期間等をお示しする予定です。その後、契約内容について、事業者選定手続きの中で協議、調整を行い、双方が確認した後、本事業の実施契約書とともに確定させます。
49	15	第3	1	(6)	ア		特定事業	質問	東淀川浄水場および水質管理に関して、「市への委託を原則とし、詳細な実施手法に関し、市と運営権者との協議、合意のもと、業務委託契約を締結する」とありますが、実施手法のみならず委託契約金額などの事柄は如何にして定められるのでしょうか。	
50	15	第3	1	(6)	ア		特定事業	質問	浄水場等の運転管理及び水質管理業務について、原則市への委託を原則とし、協議、合意のもと業務委託契約を締結するものとすると思いますが、協議に必要な委託内容に関する仕様書や設計書はいつ提示されるのでしょうか。 また、どの程度、内容が提示がされるのでしょうか。	
51	15	第3	1	(6)	ア	(イ)	浄水場及び配水場の管理運営に関する業務	質問	運転管理及び水質管理業務については、市への委託を原則とし業務委託契約を締結とありますが、想定されている委託期間、委託金額をご教示ください。	
52	15	第3	1	(6)	ア	(イ)	浄水場及び配水場の管理運営に関する業務	質問	「委託を原則」とありますが、それを前提に管理運営方法に関する施策を本公募において行い、採択された場合には実現いただくようお願いできますでしょうか。	市への委託を採用される場合については、募集要項等公表時に、運営権者から市へ浄配水場の運転管理及び水質管理業務を委託した場合の運転管理等業務委託契約書(案)として、業務委託内容及び要求水準、契約金額の算定方法、委託期間等をお示しする予定です。その後、契約内容について、事業者選定手続きの中で協議、調整を行い、双方が確認した後、本事業の実施契約書とともに確定させます。なお、管理運営方法について、協議に応じますが、水道事業と一体化されたシステム及び体制になっていることが前提であることをご理解ください。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
53	15	第3	1	(6)	ア	(イ)	浄水場及び配水場の管理運営に関する業務	質問	運転管理及び水質管理業務の現在の管理体制(直営管理または民間委託をしている等)をご教示ください。	現状、運転管理及び水質管理業務については、市職員による直営管理を行っています。
54	16	第3	1	(6)	イ	(エ)	お客さまサービスに関する業務	質問	工業用水だより等の刊行物を作り、定期的には発信する必要が有りますか、またはHP作成掲載でいいのでしょうか。	運営権者には、本事業に対する利用者の理解を深め、需要の拡大に向けた利用者との信頼関係を構築することを期待しており、例えばさまざまな情報発信を行っていただくことも効果的な手法と考えられます。 要求水準書(案)では、運営権者の主体性に委ねたいと考えているため、その方法や頻度等について明確な基準は定めていませんが、現在、市においては、冒頭にお示した観点から、月々の水量や料金等のお知らせに併せ、「工水通信」などの刊行物や、アンケートなどを利用者に郵送しています。 市が実施している情報発信の事例については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
55	16	第3	1	(6)	イ		附帯事業	質問	附帯事業は、特定事業と一体的に実施することを義務付ける給水施設に関する業務であると理解している。この業務内容は使用開始・中止の工事申込受付、設置・撤去工事の設計及び施工、内部施設の確認・上水道等との誤接合防止、道路部分の緊急修繕、給水の異常時等の対応のみという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 給水施設については、利用者の資産であるため、運営権設定対象とならないものの、特定事業と一体的に実施する必要があることから、附帯事業として実施を義務付けています。業務の内容は「実施方針P16」、「要求水準書(案)P71第5-2(2)」に記載のとおりです。
56	17	第3	1	(6)	ウ		任意事業	質問	事前に市から承認を得た上で任意事業を運営権者自ら、又は運営権者の子会社もしくは関連会社と協力して実施することができるとされているが、市の調整が遅延したことによる事業開始が遅延した場合の損害は市に帰属するという理解でよろしいでしょうか。	任意事業の実施にあたって、市の事前承認手続きによる期間を含め、実施スケジュールを計画いただくことが基本となります。例えば、市の用地利用に関する手続きに相当期間を要することも考えられますが、そのことをもって直ちに市帛責の遅延となるものではないと考えます。
57	17	第3	1	(6)	ウ		任意事業	質問	任意事業を実施するにあたり協力する関連会社の制限があれば制限事項を具体的にご教示いただけないでしょうか。	任意事業を実施する際の協力者として、運営権者の子会社もしくは関連会社を例示しておりますが、協力先について制限を設ける予定はありません。
58	17	第3	1	(6)	ウ		任意事業	質問	提案した任意事業を実施しない場合は、または変更する場合は何らかのペナルティが課されるのでしょうか。	本事業における任意事業は、運営権者としての主体的な立場を活用し、本運営事業と経理を区分しつつ、間接的な形で事業経営に資することを目的に実施していただくものです。その中でも特に、市としては、お客さまサービスの向上や特定事業に付加価値を創出できるものを提案していただきたいと考えておりますが、任意事業は、その実施の有無を含め、あくまで運営権者側のインセンティブと主体的な判断によって実施されるべきものと考えますので、任意事業の内容変更や不履行に対するモニタリングについては、特定事業のそれとは別の柔軟な対応になるものと考えています。 なお、応募者が任意事業を提案し、当該応募者が優先交渉権者として選定され、その後、当該任意事業を含めた実施契約を締結することとなった場合、提案された任意事業の内容は契約事項となりますので、原則、実施していただくこととなります。 そのうえで、実施できなくなった状況にもよりますが、明らかに契約事項違反と認められる場合には、ペナルティが課される可能性があります。 契約事項違反の場合の取扱いについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
59	17	第3	1	(6)	ウ		任意事業	質問	提案した任意事業を、何らかの理由により実施できなくなった場合には、どのようなペナルティが課されるのでしょうか。	
60	17	第3	1	(6)	ウ		任意事業	質問	応札時に提案した提案が、事業開始時に実施できなくなった場合にはペナルティのようなものが発生するのでしょうか。	
61	17	第3	1	(6)	ウ		任意事業	質問	運営権者設定対象施設の機能を阻害しないものとするがありますが、ここでの機能を阻害しないというのは要求水準書あるいは運営権者が提案で約束した事項を満足しているという理解でよろしいでしょうか。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
62	17	第3	1	(6)	ウ		任意事業	意見	応募者は任意事業を提案することができるとされているが、提案の有無により恣意的に評価がされないよう、提案した場合の評価基準や評価全体の重みづけを公表するべきと考えます。	本事業における任意事業は、運営権者としての主体的な立場を活用し、本運営事業と経理を区分しつつ、間接的な形で事業経営に資することを目的に実施していただくものです。その中でも特に、市としては、お客さまサービスの向上や特定事業に付加価値を創出できるものを提案していただきたいと考えておりますが、任意事業は、その実施の有無を含め、あくまで運営権者側のインセンティブと主体的な判断によって実施されるべきものと考えます。なお、優先交渉権者選定基準における任意事業の取扱い は、募集要項等公表時にお示しする予定です。
63	17	第3	1	(6)	ウ		任意事業	意見	応募者は任意事業を提案することができるとされているが、提案の有無により恣意的に評価がされないよう、提案した場合の評価基準や評価全体の重みづけを公表するべきと考えます。	
64	17	第3	1	(6)	ウ		任意事業	質問	「任意事業を提案することができ」とありますが、応札時に任意事業を提案しない事も可能でしょうか。	
65	17	第3	1	(6)	ウ		任意事業	質問	応札時に任意事業を提案しなかった場合、評価及び得点に影響はありますでしょうか。	
66	17	第3	1	(6)	ウ		任意事業	質問	任意事業は優先交渉権者選定の評価の対象となりますでしょうか。	
67	17	第3	1	(6)	ウ		任意事業	質問	任意事業は「運営権者が、お客さまサービス等を通じて特定事業の経営に資するもの」とありますが、例えば、テニスコート運営など特定事業に関係ないものは不可という認識でしょうか。	特定事業そのものに直接的に関係するものだけでなく、運営権者の財務基盤強化など、間接的な形で経営に資するものも含まれます。なお、任意事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、公序良俗に反しない範囲であるとともに、運営権設定対象施設の機能を阻害しないものとしています。
68	17	第3	1	(7)	イ		本事業期間の延長	質問	「不可抗力等により事業の延長を申し出ることができる」とありますが、不可抗力により事業継続が困難もしくは、不可抗力により、供給先が事業継続困難になり、本事業継続が困難になった場合、事業の短縮は可能なのでしょうか。	「実施方針P44第8－2(2)」に記載のとおり、不可抗力により事業継続が不可能又は著しく困難であることが判明した場合は、市は実施契約を解除することとなっています。
69	17	第3	1	(7)	イ		本事業期間の延長	質問	「不可抗力」の場合は期間延長が可能ですが、「突発事故」が仮に事業終盤近くに発生した場合は不可となりますか。	自然災害等の不可抗力に起因する施設復旧の必要が生じた等の事由により、本事業期間を延長することはできますが、これに該当しない突発事故対応の場合は、期間延長はできません。そのため、突発事故対応が事業期間終了後も継続する場合には、市又は市の指定する者への業務の引継ぎを円滑に行っていただくこととなります。なお、これとは別に、「実施方針P17」に記載のとおり、事業期間終了日の2年前までであれば、運営権者は本事業期間の延長(最長で運営権設定日から20年を経過する日が属する事業年度の末日まで)を申し出ることができます。
70	17	第3	1	(7)			事業期間・運営権の存続期間	質問	「自然災害等の不可抗力により物理的損壊を受けた運営権設定対象施設を復旧する必要が生じた等の実施契約に定める事由が発生した場合は、市及び運営権者は、本事業期間の延長を申し出ることができる」とありますが、この場合に、もし市と運営権者で延長合意がなされなかった場合又は延長期間では要補償額がカバーされない場合は、運営権者に発生した損害や損失を市より金銭にて補償頂ける、という理解でよろしいでしょうか。	不可抗力により物理的損壊を受けた場合は、「リスク分担表(案)P1」の不可抗力に関するリスクの規定に従い、市及び運営権者それぞれが費用負担することとなります。また、不可抗力により本運営事業の継続が不可能又は著しく困難であることが判明した場合は、「実施方針P44第8－2(2)」に従い、市は実施契約を解除し、市及び運営権者に生じた損失は、各自が負担し、相互に損害賠償は行わないこととなっています。
71	17	第3	1	(6)	ウ		任意事業	質問	任意事業において、本運営事業用地及び施設を活用する場合は、市と運営権者が締結する市有財産賃貸契約に基づく有償貸付による事業であることとありますが、活用できそうな施設・土地で想定されている場所はありますか？また、賃料はいくらを想定していますでしょうか？任意事業は有償ですが、特定事業で使用する場合(事務所等)は無償という理解でよろしいでしょうか？	任意事業における、運営権設定対象施設及び本事業で運営権者が管理する土地の活用については、市の事業用資産の目的外使用許可を受けていただいた上で可能です。対象となる施設・土地については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。また、賃料の有償、無償の考え方については、基本的にご理解のとおりですが、詳しくは募集要項等公表時にお示しする予定です。
72	17	第3	1	(7)	イ		本事業期間の延長	質問	本事業期間の延長は、最大で10年間という解釈でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
73	18	第3	1	(7)	イ		本事業期間の延長	意見	「市と運営権者の協議」の結果、合理的理由があれば追加的支払いが無いケースもありうることを明示していただくようを希望します。	自然災害等の不可抗力に起因する事業期間の延長については、協議の結果、運営権対価等の追加的支払いを求めないケースも考えられます。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
74	18	第3	1	(7)	イ		本事業期間の延長	質問	「運営権者から市への対価の追加的支払いの有無」と規定されていますが、災害が生じた場合には期待した収益が得られない可能性も想定されます。この場合、貴市から運営権者への対価の返却の可能性も想定されると理解してよろしいでしょうか。	不可抗力発生に伴い事業期間を延長する場合について、運営権対価の追加的支払いの有無について、市と協議を行うこととしており、その時点ですでに受領済みの運営権対価の返還については想定しておりません。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
75	18	第3	1	(7)	エ	(イ)	運営権設定対象施設の引き渡し	質問	市が指定する運営権設定対象施設の引き渡し日が事業終了日以降となる場合において、事業終了日以降引き渡し日までの間の一切の施設の管理責任は市が負うという認識でよろしいでしょうか。	事業終了日に市又は市の指定するものへの引き渡し完了している場合はご理解のとおりですが、引き渡し資産に維持管理不備等により円滑な引き渡しできていない場合等は、運営権者に責任を負担いただくことも考えられます。
76	18	第3	1	(7)	エ	(イ)	運営権設定対象施設の引き渡し	質問	如何なる状態で施設が引き渡されるのかを具体的に明示ください。	ご質問を市から運営権者に対する施設の引継ぎに関するものという前提でお答えさせていただきます。 運営権設定対象施設等、工業用水道施設の状態は、情報開示及び施設見学会、競争的対話等の機会を通じて、ご確認いただくことになります。また、優先交渉権者には、より詳細な情報を開示するなど、円滑に事業引継を行います。
77	18	第3	1	(7)	エ	(イ)	運営権設定対象施設の引き渡し	質問	事業終了日以降で指定日まででの事業責任は誰が負うことになるのでしょうか。	事業終了後の事業形態により、事業責任を負うのは市又は次期運営権者などが想定されます。原則、事業終了後の事業責任は本事業の運営権者にはありませんが、引き渡し資産に維持管理不備等により円滑な引き渡しできない場合等は、運営権者に施設管理に伴う責任を負担いただくことも考えられます。
78	18	第3	1	(7)	エ	(イ)	運営権設定対象施設の引き渡し	質問	「本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において、運営権者は、運営権設定対象施設を市又は市の指定する者に引き渡さなければならない」とありますが、事業終了日翌日と市が指定する日の間で施設の損傷等があったことが明確な場合には、運営権者はその責任を負わず、また帰責不明な損傷等があった場合にはその事由を説明する責任は市にあるとの理解でよいでしょうか。	基本的に、市へ引き渡しを受けていない施設の管理責任は運営権者にあると考えます。ただし、本事業終了日翌日から市が指定する日の間に、明らかに、本事業終了日翌日以降の事業主体である市又は市の指定する者の帰責による損傷等が発生した場合は、市又は市の指定する者が責任を負うこととなると考えます。 なお、「リスク分担表(案)P1」の「老朽化等により生じる施設の損壊等に起因する追加的な工事等の対応」において、運営権者から市への引き渡し対象資産及び事業終了後に運営権者から市へ引き渡された運営権設定対象施設に、引き渡し後1年間で、欠陥・損傷等が発見された場合は、運営権者の事業運営によるところが大きいと考えられるため、運営権者がリスクを負担することとしています。
79	18	第3	1	(7)	エ	(イ)	運営権設定対象施設の引き渡し	質問	“本事業終了日又はそれ以降の市が指定する日において”とございますが、引き渡しの本事業終了日以降になる可能性があるという理解でよろしいでしょうか。	原則として本事業終了日に引き渡しができるよう、運営権者と市(又は市の指定する者)の間で業務の引継ぎを行っていただきますが、何らかの事情により、本事業終了日に引き渡しできない場合には、本事業終了日以降の市が指定する日に引き渡すということもあり得ると考えています。
80	18	第3	1	(7)	エ	(ウ)	業務の引継	質問	貴市から事業を引き継ぐ時も同様の手順で行われるとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。 要求水準書(案)の参照文書にある市のマニュアル等を優先交渉権者に開示し、事業引き継ぎを行います。
81	18	第3	1	(7)	エ	(ウ)	業務の引継	質問	引継書に必要な記載内容をお教えてください。	事業開始時、市は、要求水準書(案)の参照文書にある市のマニュアル等を優先交渉権者に開示し、事業引継を行いますので、それと同等以上の引継を行っていただく必要があります。
82	18	第3	1	(7)	エ	(ウ)	業務の引継	質問	本事業終了時の事業の引継ぎに関し「運営権者は自らの責任及び費用負担により、本事業が円滑に引き継がれるように、引継書の作成等その他の適切な引継ぎを行わなければならない。」となっていますが、運営権者が自らの費用負担を事前に予測できるよう、対応すべき引継ぎのレベルについては運営権者の判断によるという理解でよろしいでしょうか。	市又は市の指定する者が円滑に事業を引き継げることが重要であることから、その方法は運営権者のみで決定できるものではありません。引継ぎ方法に疑義が生じた場合は、必要に応じ、市及び運営権者、市の指定する者による協議により、引継方法を決定することが必要となります。
83	18	第3	1	(7)	エ	(エ)	文書等の引き渡し	質問	本事業期間中に作成・取得した文書等のうち、指定されているものを引き渡さなければならないとありますが、対象文書はすべて10年保管となりますでしょうか。	実施方針及び要求水準書(案)に記載の文書等については、「大阪市公文書管理条例」等、市の公文書管理を参考に適正に保管、管理していただきたいと考えております。 同条例において、各文書には、それぞれの保存年限を設定しており、文書の作成・取得時点を起点として、保存期間が経過していない分について、市又は市の指定する者に引き継いでいただくこととなります。(同条例の考え方では、例えば、令和4年度中に作成した10年保存の文書については、令和5年度から10年間の保存期間となりますので、令和14年度末まで保存する必要があるため、本事業終了日まで保管いただき、市又は市の指定する者へ引き継いでいただくこととなります。)
84	18	第3	1	(7)	エ	(エ)	文書等の引き渡し	質問	本事業期間中に作成・取得した文書等のうち、指定されているものを引き渡さなければならないとありますが、文書保管期間について指示はありますか。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
85	18	第3	1	(7)	エ	(オ)	運営権者が所有する資産等	意見	運営権設定対象施設の本事業期間終了時の残存価値相当額での買取について、仮に優れたオペレーションで組織ごと承継した方が全体最適であると判断できる場合、その無形価値を残存価値相当額に含めていただきたいと思います。本事業終了時に運営権者の株式譲渡を含めるなど、柔軟な対応を宜しく願います。	ご意見として承ります。
86	19	第3	1	(7)	エ	(オ)	運営権者が所有する資産等	質問	運営権者が所有する資産等について、「市は、運営権者が所有する本運営事業の実施に係る資産等のうち、必要と認めた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。」とありますが、「必要と認める場合」とは如何なる場合を指すのでしょうか。	市が、本事業期間終了後も、当該資産等が工業用水道事業の運営に必要であると認める場合を指します。
87	19	第3	1	(7)	エ	(オ)	運営権者が所有する資産等	意見	実施契約書(案)には、運営権者が所有する本運営事業の実施に係る資産等のうち、買い取り対象とする資産及び買取価格を決定する期日の明記をお願いいたします。	ご意見として承ります。
88	19	第3	1	(7)	エ	(オ)	運営権者が所有する資産等	質問	市が必要と認める資産は、買い取ることができる。とありますが、運営権設定前にもともと市の資産であったもので必要と認めない場合は、運営権者が処分しなければならないのでしょうか。	当該資産等がもともと市の資産であったかどうかに関わらず、当該資産等が本事業期間終了後も、工業用水道事業の運営に必要であると認める場合には、市が買い取ることになりますが、それ以外については運営権者において処分していただくことになります。
89	19	第3	1	(7)	エ	(オ)	運営権者が所有する資産等	質問	市の買取基準を明示してください。また運営権者が資産を形成する際、それが市の買取対象か否かを事前に判別していただくことを希望します。	運営権者において、本運営事業の実施に係る資産等を設置するにあたり、それにかかる投資の可否等を検討するため、あらかじめ市の買取基準もしくは可否が明らかになることを希望するものと存じます。 市の買い取りの考え方については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
90	19	第3	1	(7)	エ	(オ)	運営権者が所有する資産等	質問	市が必要性を認めて買取を希望した資産であっても、技術流出等の理由から、運営権者はそれを拒むことが可能という認識でよろしいでしょうか。	運営権者が保有するノウハウや知的財産にかかる本事業終了後の取り扱いについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
91	19	第3	1	(7)	エ	(オ)	運営権者が所有する資産等	質問	「市は、運営権者が所有する本運営事業の実施に係る資産等のうち、必要と認めた場合、残存価値を勘案し買い取ることができる。」とありますが、具体的にはどのような資産の買取りを想定されておりますでしょうか。	実施方針No86の回答をご参照ください。
92	19	第3	1	(7)	エ	(力)	任意事業の取扱い	質問	任意事業にかかわる資産について、市の買取基準を明示してください。任意事業にかかわる資産を運営権者が形成する際、それが市の買取対象か否かを事前に判別していただくことを希望します。	ご意見として承ります。
93	19	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	質問	他自治体等と締結する協定、覚書とは、具体的にどのようなものでしょうか。現在締結中のものを開示ください。	関係する協定、覚書等のリストについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。 詳細については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
94	19	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	意見	協定・覚書等を締結している他自治体様の数や協定・覚書の内容の提示を希望します。	
95	19	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	質問	全数の内容を明示してください。運営権者が不合理と判断したものは引き継がなくてもよいことにしていただくことを希望します。	
96	19	第3	1	(8)	ア	(イ)	他自治体等と締結する協定、覚書等	質問	事業における影響を把握したく早期の開示をお願いいたします。	
97	19	第3	1	(8)	ア	(ウ)	行政財産の目的外使用許可	質問	目的外使用許可とはどのようなものでしょうか。具体例を開示ください。	市の施設及び用地に対して、本来の目的を妨げない範囲内で、他の事業者の資産等(地下埋設物や電柱、自動販売機、掲示板など)を設置するための許可を与えるものです。現在、市で許可しているものは、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
98	19	第3	1	(8)	ア	(ウ)	行政財産の目的外使用許可	意見	運営権設定対象施設に目的外使用許可をしている場合があるとのことですが、具体的にご教授ください。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
99	19	第3	1	(8)	ア	(ウ)	行政財産の目的外使用許可	質問	全数の内容を明示してください。運営権者が不合理と判断したものは引き継がなくてもよいことにしていただくことを希望します。	現在、市で許可しているものは、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。 本事業開始時点で市が許可しているものは、市と当該第三者との契約内容に基づき、その継続が条件となります。なお、本事業開始日以降の新たな許可については、市は運営権者と協議のうえ決定するものとしています。
100	19	第3	1	(8)	ア	(ウ)	行政財産の目的外使用許可	質問	具体的には何を指しているのでしょうか。それにまつわる「負担」や「責任」は誰が負うことになるのでしょうか。	
101	20	第3	1	(10)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	原則として、運営権者が当該契約を承継するとありますが、例外的に、運営権者が承継しない契約は、市が継続して当事者となるという理解でよろしいですか。	市として、運営権者に承継できるよう契約相手方に協議を行います。契約相手方が運営権者への承継を拒否した場合など、運営権者が承継しないこととなった契約については、本事業開始日以降の期間について、運営権者自身で改めて契約相手方を選定し、締結していただく必要があります。
102	20	第3	1	(10)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	意見	その他の業務委託契約等の本運営事業の実施に係る契約について、原則として運営権者が承継することとなる契約の数、内容、運営権者が負担することとなる代金の提示を希望します。	その他の業務委託契約等の本運営事業の実施に係る契約に関する情報については、募集要項等公表時にお示しする予定です。 詳細については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
103	20	第3	1	(10)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	本運営事業の実施に係る契約については原則として運営権者が市から承継するとの記載がありますが、契約条件や契約金額を考慮した上で承継の可否を運営権者が判断することは可能でしょうか。	
104	20	第3	1	(10)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	その他の業務委託契約等の本運営事業の実施に係る契約の一覧は6月以降に開示される予定でしょうか。	
105	20	第3	1	(10)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	運営権者の負担額の開示はいつ頃を想定されていますでしょうか。	
106	20	第3	1	(10)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	現時点で履行が終了しない契約が発生する可能性があるという理解でしょうか。その場合現時点の当該契約をご開示頂けますでしょうか。	
107	20	第3	1	(10)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	全数の内容を明示してください。運営権者が不合理と判断した契約は引き継がなくてもよいことにしていただくことを希望します。	
108	20	第3	1	(10)			本事業開始日に履行が終了していない契約の取扱い	質問	「その他の業務委託契約等の本運営事業の実施に係る契約」とは、如何なる契約があるのでしょうか。	
109	20	第3	1	(11)			市が実施している業務との連携	質問	本事業開始時に市が実施している工事の予定を具体的に明示して頂けないでしょうか。また、適宜調整とは具体的にどのような内容になりますでしょうか。	現在進めている更新工事について、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。 また、適宜調整とは、双方の工事計画の情報共有や工程調整、舗装復旧の共同実施等を指します。
110	20	第3	1	(8)	ア	(エ)	機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産	質問	機材及び備品とは具体的にどのようなものでしょうか。	「実施方針P20第3－1(8)イ(ア)」の土地及び施設等の使用权は、PFI法第71条第2項により、無償又は時価より低い対価で貸し付けることがあります。一方で、「第3－1(8)ア(エ)」は、本事業開始時まで市が使用していた機材及び備品等(保管品及び貯蔵品、システム等)であり、上記とは位置づけが異なります。 譲渡又は貸与の対象となり得るものについては、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示しており、その詳細は、募集要項等公表時にお示しする予定です。 実際に譲渡又は貸与する対象及びその金額については、今後、市と優先交渉権者との協議を経て、実施契約の締結までに決定することになります。
111	20	第3	1	(8)	ア	(エ)	機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産	意見	事業計画に見込む必要がありますので、具体的な運営権者への貸与資産及び市が算出する予定価格についても提示をお願いします。	
112	20	第3	1	(8)	ア	(エ)	機材及び備品等の譲渡又は貸与対象資産	質問	第3－1－(8)－イと同様に、譲渡又は貸与については、無償又は時価より低い対価で貸し付けるという理解でよろしいでしょうか。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
113	20	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	派遣職員の人数や期間に制限はありますか。	職員の派遣については、その必要性の有無、人員数など、運営権者の裁量に委ねるものとして、運営権者の主体的なご提案に基づいて、本市が対応することとしています。 運営権者のご提案に基づき、本市と運営権者が協議を行い、本市において協議内容等を考慮のうえ、運営権者へ業務を継承することができる職員の人選、人員数、期間等を決定することになります。 また、本市から運営権者への派遣期間は、「PFI基本方針」及び「ガイドライン」において、運営事業の開始から最大5年間程度とされています。 個別の職員の派遣期間は、「PFI法施行規則」において、3年を超えない範囲内とされています。 職員の派遣については、応募者のご提案に沿って、協議を行うことを基本としています。
114	20	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	派遣を想定している期間について、期間付きでの派遣又は事業開始～終了までの派遣のどちらになるのか、現時点での考えをご教示ください。	
115	20	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	市の想定してる人数に制約があればご教示下さい。	
116	20	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	市職員の派遣要請についてですが、最大何名程度の派遣が可能でしょうか？また、想定している期間はありますでしょうか？	
117	20	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	「労働条件は市の水準を基本」としていますが、運営権者が求める「派遣職員の能力評価」は反映できないのでしょうか。 また、運営権者が派遣職員の能力を評価した結果において、職員の交代を要求することはできるのでしょうか。	
118	20	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	派遣を想定している職員の人数及び職位について、現時点での考えをご教示ください。	
119	20	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	職員の派遣要請において、スキル、経験等の要件を添えて申請できますでしょうか。	
120	20	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	市職員の派遣要請に関し、運営権者より派遣希望職員のおおよその年齢、経験および保有資格等を指定することは可能でしょうか。	本市の労働条件等は、次の規定及び資料をご参考ください。 ・大阪市水道局職員就業規程 ・大阪市水道局企業職員給与規程 等 (大阪市例規データベース: https://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html) (給与・定員管理等の状況: https://www.city.osaka.lg.jp/jinji/page/0000014049.html)
121	20	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	事業計画を作成するにあたり、職員の派遣の費用を見込む必要がありますので、労働条件等市の水準をご教示ください。	
122	20	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	“費用については運営権者の負担”となる市の水準をご開示頂けますでしょうか。	
123	20	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	派遣職員に係る給与や、その他の労働条件について、どの段階で明示されるのでしょうか。また、事業者の要望する人数等は保証されるのでしょうか。	職員の派遣等については、実施方針No113の回答をご参照ください。 本市の労働条件等については、実施方針No121の回答をご参照ください。
124	20	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	質問	コンソーシアムにおける人材確保見通し、運営時の人件費に係る項目を精緻化できるよう、派遣可能な市職員の条件(職種ごとの人数、年齢、給与・手当の状況、保有資格、賞罰、対応業務等)をご教示ください。	
125	20	第3	1	(9)			市職員の派遣要請	意見	市職員の派遣要請に関して、職種及びこれまで従事されていた方等の具体的要望は可能でしょうか。また派遣人数の上限等の設定はあるのでしょうか。派遣期間はPFI法に準ずる期間かと思いますが、事業開始時期に限ら、事業期間の途中からの段階的な職員派遣も可能でしょうか。	職員の派遣等については、実施方針No113の回答をご参照ください。 事業開始後から最大5年程度までの間でありましたら、段階的に職員を派遣することは可能ですので、協議のうえ、ご対応させていただきます。なお、派遣時期等については、本市の人事異動のルールを踏まえたものになります。
126	21	第3	1	(12)			更新等を行った施設の所有	質問	運営権者が、効率化等を目的として設置もしくは改造した施設の所有権について、貴市に属するのでしょうか。	運営権者が更新した施設については、市が「一部負担金」(実施方針P34参照)を負担したうえで、所有権は市に帰属します。 一方、その他、本運営事業の実施に係り運営権者が取得した資産等については、「運営権者が所有する資産等」(実施方針P19参照)との位置づけで、本事業期間終了時、運営権者の責任において処分することを原則とし、市が必要と認めた場合には、残存価値を勘案し、買い取ることにしています。
127	22	第4	1	(1)			募集及び選定方法	質問	本件は、公募型プロポーザル方式により行うとの記載がありますが、優先交渉権者の選定に係る定性面(技術面等)と定量面(価格面)の評価配分について、市の基本的な考え方をご教示ください(近年の水道・下水道事業におけるPPP関連の公募型プロポーザル方式での評価配分は、定性面:8~9割、定量面:1~2割、が一般的と認識しております)。	優先交渉権者選定基準については、募集要項等公表時にお示しする予定です。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
128	22	第4	1	(1)			募集及び選定方法	質問	委員と利害関係(共同研究や研究所への寄付金等)がある場合は、働きかけに該当するのでしょうか。	PFI事業検討会議委員は、PFI事業の優秀提案者の選定に関し、大阪市長に意見具申できる立場となりますことから、実施方針において、本事業に参加を希望する民間事業者に対し、委員への働きかけといった検討会議の公平性を損なう行為を禁止しています。 したがって、ご質問のような、当該委員に対する共同研究や研究所への寄付金等について、事業者選定に影響を及ぼす意図が明らかな場合には、実施方針記載の働きかけに該当すると考えています。
129	22	第4	1	(1)			募集及び選定方法	質問	本事業の優先交渉権者の選定及び評価に際して「大阪市水道PFI管路更新事業等」での提案の有無や提案内容等が、直接的・間接的にも影響を及ぼすことは全くないとの認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
130	23	第4	1	(2)	イ	(ウ)	競争的対話の実施	質問	競争的対話は何回ぐらい開催されるのでしょうか。	競争的対話に参加されるコンソーシアムに詳細をお伝えする予定ですが、複数回の実施を想定しています。なお、実施にあたっては、コンソーシアム側のご意向も踏まえながら適時適切に行っていきたいと考えています。
131	23	第4	1	(2)	イ	(ウ)	競争的対話の実施	質問	競争的対話の実施回数は想定されてますでしょうか？	
132	23	第4	1	(2)	イ	(ウ)	競争的対話の実施	質問	「資格合格者」が複数の場合、非公開かつ個別に競争的対話が実施された場合、要求水準書(案)等の調整はどのように行われるのでしょうか。 最終的に運営権者となった者の意向が、要求水準書等に反映されないことはありませんか。	競争的対話にあたっては、要求水準書(案)等の内容調整を含めた対話内容について、競争的対話を行う資格審査の合格者全てに対し、他の対話内容を共有することで、公平性を確保する予定です。 優先交渉権者の選定後は、選定手続きの公平性を損なうことから、要求水準書(案)等の修正には原則応じないこととしています。
133	23	第4	1	(2)	イ	(エ)	事業提案書の提出及び審査(事業提案審査)	意見	「事業提案書は、本事業を効率的に遂行できる具体的な実現手法、根拠等を示しつつ、…実施計画に基づいたうえで作成することとする。」とありますが、運営権設定対象施設の詳細資料(修繕更新履歴等のデューデリジェンス資料も含む)の早期開示を希望します。	運営権設定対象施設の資産リストについては、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。 また、当該施設の修繕や更新の履歴等、詳細については募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
134	24	第4	1	(2)	イ	(エ)	事業提案書の提出及び審査(事業提案審査)	質問	優先交渉権者選定基準はいつ公表されますでしょうか。	募集要項等公表時にお示しする予定です。
135	24	第4	1	(2)	イ	(オ)	優先交渉権者等の選定及び公表	質問	事業応募者が1者だった場合でも本事業は成立しますでしょうか。	応募者に対しましては、市自らが従来の方式によって実施した場合と比べ、埋設管路への状態監視保全の導入による配水管更新工事費の抑制や、民間経営による事業運営の効率化が図られ、要求水準等に定める事項を満たすことを前提とした事業提案を求めることとしております。したがって、応募者の提案が市の求める条件を満たしているのであれば、仮に1グループの応募でありましても、優先交渉権者の選定に向けた審査対象となり、結果、適正を有すると判断されれば、本事業は成立するものと考えております。
136	24	第4	1	(3)	ア		基本協定の締結	質問	「市は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書(案)の修正には原則として応じない。」としていますが、競争的対話が複数の「資格合格者」で実施された場合において、最終的に運営権者となった者の意向が基本協定書に反映されないリスクはないのでしょうか。	優先交渉権者選定後に実施契約書(案)の基本事項を修正することは、事業者選定の公平性を失いかねないため、原則として行いません。基本協定書においても同様です。
137	24	第4	1	(3)	ア		基本協定の締結	質問	特別目的会社の設立その他準備行為等を記載した基本協定書(案)に基づいて、市と速やかに基本協定を締結しなければなりません、スケジュールの精緻化を図るため、ここでの「速やか」とはどれぐらいの期間を想定しているのかご教示ください。	スケジュール等については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
138	24	第4	1	(3)	イ		特別目的会社の設立	意見	SPCの設立を、基本協定の締結から市会への議案提出までに行う必要があるため、適切な期間の確保をお願いします。	市は、事業提案書の作成に必要な資料を募集要項等公表前に開示し(令和2年6月から開示、同年7月からは管路情報管理システム閲覧についても受付開始予定)、関心表明書提出者向けの説明会開催を予定する(令和2年8月下旬から9月上旬予定)など、民間事業者が本事業への参画に関し、早期検討に着手できるような環境づくりに努めてきました。 今後とも、これまでのPFI事業の他事例やアドバイザー業者からの意見等を踏まえ、SPCの設立や運営権設定議決、業務の引継ぎ等の日程等を含めた、適切な期間を確保したうえで、事業実施に向けた準備を進めていく予定です。なお、民間事業者の公募・選定を含む具体的なスケジュールについては、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
139	25	第4	1	(3)	ウ		事業計画書の提出	質問	市から貸与又は提供される追加の開示資料とは、どのような資料で、どのくらいのボリュームでしょうか？	主なものは、要求水準書(案)の各章の最後に示している、「参照文書」のうち、優先交渉権者の決定時に提供予定としているものであり、事業計画書作成に必要なと考える資料を開示する予定です。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
140	25	第4	1	(3)	エ		準備行為	質問	現地調査について、優先交渉権者となった時点でできるということでしょうか。この場合、修繕費などの算定に必要な行為が行えないため、実施時期を早めていただけないでしょうか。 例えば、実施方針や要求水準が示された日から公告日までの期間。	実施時期等の詳細は未定ですが、東淀川浄水場等の施設見学会を募集要項等公表時までに行う予定です。さらに、競争的対話を経て、施設の状況について詳細に把握いただくことを考えています。
141	25	第4	1	(3)	オ		運営権の設定及び実施契約の締結	意見	「市は、競争的対話に基づいて調整された実施契約書(案)の修正には原則として応じない。」とありますが、競争的対話時に解決していない項目について、十分な協議が必要と考えます。	市の理解として、競争的対話や実施契約(案)の内容調整は、優先交渉権者を選定するに当たっての重要なプロセスであり、競争的対話時には、解決していない項目がないよう、十分な協議を行うものと考えています。また、優先交渉権者選定後に実施契約書(案)の基本事項を修正することは、事業者選定の公平性を損ないかねないため、原則として行いません。
142	26	第4	1	(4)	イ		守秘義務対象の開示資料の貸与及び破棄	意見	事業提案書等の作成に必要な情報は適当な時期に開示するとのことですが、運営権設定対象施設の詳細資料(図面、地盤条件、修繕更新履歴ほかデューデリジェンス資料を含む)の開示を早期に希望します。	実施方針No133の回答をご参照ください。
143	26	第4	1	(4)	イ		守秘義務対象の開示資料の貸与及び破棄	質問	「市が判断する情報」としてありますが、「応募者が事業提案書等の作成に必要」とする資料であっても、市の判断によって開示されないものがあると理解してよろしいですか。	応募者が事業提案書等の作成に必要とする資料については、できる限り開示することを考えていますが、開示が適当でないと市が判断する情報については、開示されない場合があります。
144	26	第4	1	(4)	イ		守秘義務対象の開示資料の貸与及び破棄	質問	「適当な時期」とは何時のタイミングを指すのでしょうか。	事業提案書の検討に必要な基礎資料は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししていますが、さらに追加の詳細情報について、募集要項等公表時にお示しする予定です。
145	26	第4	1	(4)	ウ		提出書類の取扱い	意見	「市が公表その他本事業に関して必要と認める範囲内において」とありますが、企業秘密があり得るため、『応募者の了解のもと』を追記ください。	書類提出者の事前同意を得ることを想定していませんが、提案書類のうち、大阪市情報公開条例に基づきつつ、応募者自身の権利、競争上の地位、その他正当な利益を害するおそれのある内容(特殊な技術やノウハウ等)については、公表を予定していません。
146	27	第4	2	(1)	ア		コンソーシアム	質問	「構成企業が同時に他のコンソーシアムに属することは認めない」としてありますが、同時期に市が実施する「PFI管路更新事業」でのコンソーシアムには適用されないと理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。
147	27	第4	2	(1)	ウ		構成の変更等	質問	「代表企業の変更又は構成企業の離脱は原則認めない」とありますが、例外として想定している離脱はあるのでしょうか。	具体例としては、指名停止等、参加資格要件を満たさなくなった場合を想定しています。
148	27	第4	2	(2)			参加資格	質問	参加資格要件の詳細については、募集要項等公表時(R2.10月頃)に開示するとありますが、事項の追加や変更は無いとの理解でよろしいのでしょうか。 資格確認書類の提出がR2.11月頃となっており、約1か月間と短いため確認です。	参加資格の要件について、実施方針では市の基本的な考え方を示しており、それを踏まえたうえで、詳細な資格要件を募集要項等公表時にお示しする予定です。なお、募集要項等公表後、当該資格要件について、項目の追加や変更を行うことは、想定しておりません。
149	27	第4	2	(2)			参加資格	質問	参加資格要件の詳細については、募集要項等公表時(R2.10月頃)に開示するとありますが、市が公表した事業の説明用動画では募集要項等の質問に対する回答はR2.12月となっていました。資格確認書類の提出がR2.11月頃となっており、質疑の回答が間に合わない可能性がありますがお考えでしょうか。	
150	27	第4	2	(2)			参加資格	質問	本事業の応札において、大阪市水道局が100%出資する株式会社大阪総合水道サービス(OWGS)は事業者として参加することは可能でしょうか。	
151	27	第4	2	(2)			参加資格	質問	大阪市水道局が100%出資するOWGSが本事業の応札に参加可能な場合、OWGSを含むコンソーシアムが明らかに有利になると考えますがどのように公平性を担保するのでしょうか。	
152	27	第4	2	(1)	ア		コンソーシアム	質問	コンソーシアムを構成する企業数の上限・下限等がありますでしょうか？	コンソーシアムを複数の企業によって構成されるグループとしており、2社以上であれば上限は設けていません。
153	27	第4	2	(1)	ア		コンソーシアム	質問	構成企業が同時に他のコンソーシアムに属することは認めないとありますが、資本の関係があるようなグループ企業等も含まれると言う理解でよろしいでしょうか？	代表企業や構成企業の参加資格要件等については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
154	27	第4	2	(1)	ア		コンソーシアム	質問	現在の要件では実績要件は含められておりませんが今後含められる予定でしょうか。	参加資格要件の詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
155	27	第4	2	(1)	ア		コンソーシアム	意見	本事業は前例のない事業であることを鑑み、実績要件はできる限り多くの企業が応募可能な要件にさせていただくようにお願い致します。	ご意見として承ります。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
156	27	第4	2	(1)	イ		議決権株式	質問	SPCの資本金の上限・下限等がありますでしょうか？	SPCの資本金に関する要件については、今後、募集要項にてお示しする予定です。
157	29	第4	3				事業者選定のスケジュール等	質問	事業提案書提出の具体的な時期を想定でもいいのでご教示ください。	スケジュール等については、今後、募集要項等公表時にお示しする予定です。
158	30	第5	1	(1)			不可抗力	質問	「運営権者は、応急復旧等の役務を提供する。」とありますが、「等」に含まれる役務は具体的どのようなものを想定されているかご教示ください。	被害状況等の市への情報共有及び市から国庫補助金を申請する場合の関係資料の提出等を想定しています。
159	30	第5	1	(1)			不可抗力	質問	「運営権者は、応急復旧等の役務を提供する。」とありますが、応急復旧及び本格復旧を切り分ける際の判断基準をご教示ください。	応急復旧は、断水の早期解消を図るため、被災施設の補修等の緊急的な措置を施すことを指し、本復旧は、施設の正常稼働のための更新や改造による機能回復を講じることを指します。
160	30	第5	1	(1)			不可抗力	意見	物理的損壊だけでなく、疫病等による水質汚染の場合も復旧費用は市負担としていただくことを希望します。	水源水質の悪化については、別途、「リスク分担表(案)P4」において、水量・水圧・水質異常に関するリスクについては、運営権者の経営努力のみでは事業の継続性が確保できない、恒常的な水質悪化等については、市がリスク負担することとしています。
161	30	第5	1	(1)			不可抗力	質問	物理的損壊を受ける運営権対象施設が、例えば、津波により破損した管路も含むという考えで問題ないでしょうか。	ご理解のとおりです。
162	30	第5	1	(1)			不可抗力/需要及び事業費の変動	質問	「市及び運営権者のいずれの責めにも帰すことのない(中略)事象(以下「不可抗力」という。)により運営権設定対象施設が物理的損壊を受けた場合は、市は、施設の復旧にかかる費用を負担し、運営権者は、応急復旧等の役務を提供する。」とありますが、例えば感染症の流行等により配水管等に物理的損傷がなかった場合であっても、事業遂行が難しくなった場合あるいは予測しがたいコストの上昇が発生した場合、運営権者が事業計画書を変更することを許容し、事業計画書の変更により運営権者の事業費が増となった場合は、事業計画書変更後の費用と変更前の費用の差額を貴市でご負担いただけますでしょうか。	不可抗力事象により、物理的損壊以外の要因で事業費の増加等が発生した場合は、リスク分担表(案)に示す該当リスクの種類に基づき、負担者を判断します。例えば、事業費の上昇が発生し、運営権者の経営努力のみでは本事業の遂行に著しい支障があると判断される場合、市は、運営権者と協議を行い、施設所有者として事業方針に係る判断を行う等、事業継続に向けた具体策を講じることとします。
163	30	第5	1	(1)			不可抗力	質問	「市は、施設の復旧にかかる費用を負担し、運営権者は、応急復旧等の役務を提供する。」とありますが、SPCに発生する人件費なども負担対象との理解でよろしいでしょうか。	「リスク分担表(案)P1」に基づき、市は、「国庫補助金交付がない程度の災害」以外の不可抗力事象において、施設の復旧活動全般に関する費用を負担することとしており、運営権者による当該活動に要する人件費はその対象となると想定しています。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
164	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	質問	「通常想定される」と「通常では予想しがたい」の基準を明確に示してください。また、「経営努力を行ってもなお、本事業の遂行に著しい支障があると判断される場合」の市の具体策を明示してください。	本事業は運営権事業であり、事業期間中の経営環境等の変動によるリスクは、原則、運営権者の負担となりますので、通常想定される金利・為替、需要変動及び事業費リスクに関しても織り込んだ上で事業提案いただくことになります。ただし、発生リスクが、通常想定される範囲を大幅に上回り、運営権者の経営努力のみでは事業遂行に著しい支障があると客観的に評価される場合には、政策判断に係る協議を運営権者と実施する等、例外的に、市が当該リスクの一部を負担することがあるとしております。ご質問にある明確な定量的基準、定義等については、競争的対話や実施契約書(案)の内容調整の段階で、個々の具体のケースに応じて協議していくものと考えています。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
165	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	質問	「多量使用の利用者の使用中止が相次ぐなど、通常では予測しがたい状況により、運営権者が、より一層の収益性の向上・コスト縮減策等の経営努力を行ってもなお、本事業の遂行に著しい支障があると判断される場合」とあります。例えば、本事業では「●●●●様」は収入の核となるユーザーであることから、契約が継続されなかった場合、「著しい支障」が生じます。このような事業の核となるユーザー様の取扱いについてどうお考えでしょうか。	
166	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	質問	「市は、運営権者と協議を行い、施設所有者として事業方針に係る判断を行うなど…」とありますが、「判断」の数値的基準をお示しください。	
167	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	質問	通常予想しがたい状況の定義を明示ください。	
168	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	意見	「本事業に著しい支障があると判断される場合」とありますが、定量的な判断基準の明示が必要ではないでしょうか。 例えば、売り上げの5%以上の損益が2か年以上継続した場合等	
169	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	質問	「本事業の実施に際して通常想定される需要の減少リスク及び事業費の増加リスクは、原則として運営権者が負担」とありますが、「通常想定される需要の減少」とは何を示していますか。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
170	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	意見	運営権者にとって損失予測を精緻化できるよう、「多量使用の利用者の使用中止が相次ぐ」、「通常では予測しがたい状況」の判断について、できるだけ明確な定義や定量基準を設けていただきたい。	実施方針No164の回答をご参照ください。
171	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	質問	通常想定される需要の減少リスク及び事業費の増加リスクは、原則として運営権者が負担するとありますが、通常想定される範囲について具体的にお示しいただけますでしょうか。	
172	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	質問	「多量使用の利用者の使用中止が相次ぐ等」とありますが、多量使用の利用者とはどの程度の使用量がある利用者を指しているのか、量的にご教示ください。	
173	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	質問	「多量使用の利用者の使用中止が相次ぐ等」とありますが、どの程度の期間内にどの程度の件数の使用中止申請があった場合を想定しているのか、量的にご教示ください。	
174	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	意見	「ただし、多量使用の利用者の使用中止が相次ぐなど、通常では予測しがたい状況により、運営権者が、より一層の収益性の向上・コスト縮減策等の経営努力を行ってもなお、本事業の遂行に著しい支障があると判断される場合、市は、運営権者と協議を行い、施設所有者として事業方針に係る判断を行うなど、事業継続に向けた具体策を講じることとする。」とありますが、そうした場合に、事業者は例えば利用料金を値上げして対応したくとも制限があり、また、事業規模からみて財務的に十分な余裕をもつのは難しいのではと想定されるため、多量使用の利用者の使用中止による損失は、原則、市にご負担頂くことを検討して頂けないでしょうか。	
175	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	質問	通常想定される需要の減少リスクとはどのぐらいを想定しているのでしょうか？	
176	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	質問	本事業が開始され、運営権者と顧客とが契約を結び直すタイミングで「料金減額」や「利用中止」を顧客が言い出すリスクについて、貴市、運営権者のどちらの負担になるのでしょうか。	事業開始時における利用者との契約に関するリスクについては、事業期間中と同様、需要変動に関するリスクとして運営権者の負担が原則となりますが、多量使用の利用者の使用中止等により、本事業の遂行に著しい支障があると判断される場合、市は、運営権者と協議を行い、施設所有者として事業方針に係る判断を行う等、事業継続に向けた具体策を講じることとします。 なお、市は、利用者に本事業実施の理解を得るため継続的に周知を行っており、事業開始前の説明についても必要に応じて関与する予定です。
177	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	意見	事業遂行に著しい支障があると判断される場合、事業継続に向けた具体策を講じても困難な場合は、事業期間の短縮も可能としていただきたい。	本運営事業の継続が困難となった場合の事業期間の短縮は、実施契約の解除を指すものと捉えます。そのうえで、「実施方針P43」に記載のとおり、市の責に帰すべき事由により事業継続が困難となった場合は、運営権者が実施契約を解除できることとしていますが、その他運営権者の責に帰すべき事由、不可抗力及び特定法令等の変更により事業継続が困難となった場合においては、市が契約解除することとしています。なお、不可抗力及び特定法令等の変更にによるもの場合は、市及び運営権者の合意を前提としつつ、市において解除権を行使することを想定しています。
178	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	質問	「一定期間、自主性と創意工夫をもって実施するものであるから、本事業の実施に際して通常想定される需要の減少リスク及び事業費の増加リスク」とありますが、リスク回避があれば、現状運営形態を変更してもよろしいのでしょうか。	運営権者がリスクを回避するための取組を行うにあたり、実施契約書や要求水準書等で定める基準の範囲内であれば、運営権者の裁量により実施することは可能であり、運営権者がもつノウハウや、ヒト・モノ・カネといった経営資源等のリソースの利用についても同様です。
179	30	第5	1	(2)			需要及び事業費の変動	質問	上記質問(No.178)関連で、運営権者のリソースを利用することは可能でしょうか。	
180	30	第5	1				リスク分担の基本的な考え方及び想定されるリスクとその分担	質問	事業開始時点で未回収の債権については、事業開始後もその督促・回収業務については市から運営権者にご協力いただけますでしょうか。 また、現在の滞納債権の状況、過去の不納欠損の実績をご教示ください。	本事業開始前の未回収債権（令和4年4月事業開始の場合の令和4年4月1日調定分を含む）については、市の債権となり、市が督促・回収業務を行います。 現在の滞納債権の状況及び不納欠損の実績は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。
181	30	第5	2				保険	質問	「市が定める基準以上の第三者損害賠償保険に加入しなければならない。」とありますが、現在の記水道局の保険付保の状況をご教示ください。	公益社団法人日本水道協会が実施する水道損害賠償責任保険Hタイプに加入しています。運営権者には、同等以上の第三者損害賠償保険に加入いただくことを想定しています。市の取組実績については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料（令和2年6月作成）」にてお示ししています。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
182	30	第5	2				保険	質問	市が承諾するときとはどのような場合を想定していますか。	保険金の支払い想定額以上の積立金等を保有する場合など、事故等発生に備え、保険に未加入であっても、それと同等以上の対応策について準備できている場合を想定しています。
183	30	第5	3				対象業務における要求水準	質問	「市は、…実施契約に基づき…要求水準を定める」としていますが、競争的対話が複数の「資格合格者」で実施された等の理由により、「実施契約」が最終的に運営権者となった者の意向を十分反映した内容でなかった場合においても、市の解釈により要求水準が定められると理解してよろしいですか。	ご理解のとおりです。優先交渉権者選定後に実施契約書(案)の基本事項や要求水準書等を修正することは、事業者選定の公平性を失いかねないため、原則として行いません。
184	30	第5	3				対象業務における要求水準	質問	「サービス水準として、要求水準書を定める」とありますが、現状を「要求水準書」の基準で評価した場合の達成状況を明示ください。	要求水準書(案)は、市の取組実績をもとに作成していることから、新たな料金プランによる需要喚起や状態監視手法の導入など、市が民間ノウハウの活用を期待する項目を除き、概ね達成していると認識しています。市の取組実績については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
185	30	第5	1	(1)			不可抗力	質問	不可抗力には、対象施設が物理的損壊を受けた場合は市の負担とあるが、昨今の様なウイルス蔓延等により著しく使用数量が減少した場合のリスクはどちらの負担となるのでしょうか？	本事業は運営権事業ですので、通常想定される事業期間中の経営環境等の変動によるリスクは、原則、運営権者の負担となります。疫病による水需要の減少については、需要変動に関するリスクとして取り扱うこととなり、通常想定される需要変動リスクに関しても織り込んだ上で事業提案いただくことになります。ただし、発生リスクが、通常想定される範囲を大幅に上回り、運営権者の経営努力のみでは事業遂行に著しい支障があると客観的に評価される場合には、政策判断に係る協議を運営権者と実施する等、例外的に、市が当該リスクの一部を負担することがあるとしております。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
186	32	第5	4	(1)			利用料金等の考え方	質問	「事業法に基づき、工業用水の料金以外でその費用の負担区分等を供給規程に定めることとされている収入について、運営権者はその負担区分及び算定方法等を供給規程に定めなければならない」とありますが、新たなサービスを企画しようとする場合など、現行の大阪市工業用水道給水条例及び同条例施行規程で定められた負担区分及び算定方法等によらない新たな算定方法や、これらに定められていない新たな費用を加えることも可能と考えてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。ただし、新たな利用料金については、使用水量が同一条件下においては、新たな利用料金により算定した年間給水料は、現行の料金算定方法により算定した年間給水料を超えないよう設定していただく必要があります。なお、現在の市における料金体系については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
187	32	第5	4	(1)			利用料金等の考え方	意見	市が定める基準の詳細は、実施契約書(案)において示すとありますが、応募前の事業の検討の際に重要な情報ですので、可能な限り早く開示いただきたく存じます。	工業用水の料金以外で、利用者が負担する費用に関する市の現在の水準は、市の供給規程である「大阪市工業用水道事業給水条例」並びにその細則である「大阪市工業用水道事業給水条例施行規程」及びその他関係規程に定めています。 (大阪市工業用水道事業給水条例： https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000498867.html) (大阪市工業用水道事業給水条例施行規程： https://www.city.osaka.lg.jp/suido/page/0000498876.html) (その他関係規程 https://www.city.osaka.lg.jp/suido/category/3516-5-0-0-0-0-0-0-0.html) 本事業における市が定める基準の詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
188	32	第5	4	(2)	ア	(ア)	利用料金の設定	質問	責任水量や超過水量の算定方法をもっと具体的に教えてください。	責任水量及び超過水量の具体的な算定方法は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
189	32	第5	4	(2)	ア	(ア)	利用料金の設定	意見	「利用料金に係る給水料の額は、1月につき、次の区分に応じ算定した金額に100分の110を乗じて得た額とすることを基本とする」とありますが、事業期間内において消費税率の変更等があった場合には当該率もスライドする形をご検討いただきたい。	ご理解のとおり、消費税率の変更等があった場合には、市において実施方針条例を改正した上で、運営権者の定める利用料金にかかる消費税率も変更していただくこととなります。
190	32	第5	4	(2)	ア	(ア)	利用料金の設定	質問	給水料の額は算定額の110%としていますが、消費税率が変更されれば、それに応じて変更されると考えてよろしいでしょうか。	
191	32	第5	4	(2)	ア	(ア)	利用料金の設定	質問	「利用料金に係る給水料の額は、1月につき、次の区分に応じ算定した金額に100分の110を乗じて得た額とすることを基本とする。」とありますが、消費税の税率変更時には当該「100分の110」も変更されるという理解で宜しいでしょうか。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
192	33	第5	4	(2)	ア	(エ)	利用料金の設定	意見	運営権者新たな料金プランを設定できるが、同一条件下において従来の年間給水料を超えないように設定するという制約は、運営権者にとってメリットにならず参入意欲がそがれる要因になると考えられます。	同一水量で支払い額が上昇することは、利用者にとって料金値上げに相当するものであるため、こうした制約を設けています。利用者のニーズを捉え、利用者それぞれの使用形態に応じた新たな料金プランを的確に設定することができれば、利用者に使用水量の増量を促すことで、給水収益の増大が期待できるものと考えています。利用者にとって、インセンティブの高い料金プランの設定を行うことにより、需要喚起を図り、ひいては事業経営に資することができる提案を期待しています。
193	33	第5	4	(2)	ア	(エ)	利用料金の設定	質問	「新たな利用料金により算定した年間給水料は、(ア)により算定した年間給水料を超えないように設定しなければならない。」とありますが、「同一使用量」ならばとの理解でよろしいでしょうか。	比較対象を「同一の使用条件下」における年間給水料としており、同一使用水量の場合でも、短期間で多量使用する場合と平準的に一定量使用する場合などでは、使用条件は異なるとご理解ください。現在の責任水量及び超過水量の具体的な算定方法は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
194	33	第5	4	(2)	イ		利用料金及び運営権対価の提案	質問	運営権対価の支払い方法は、事業期間にわたって等分分割とされておりますが、運営権者の希望による事業期間の延長がなされた場合においても、当初に設定した運営権対価の総額や支払いスケジュールに変更はないものとの理解でよろしいでしょうか。	「実施方針P18第3-1(7)イ」に記載のとおり、本事業期間の延長を行う場合は、運営権者から市への対価の追加的支払いの有無について、市と運営権者は協議を行うこととしています。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
195	33	第5	4	(2)	イ		利用料金及び運営権対価の提案	質問	運営権対価の提案額について、市側で最低提案価格などは設定されるのでしょうか。	運営権対価の提案額の詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
196	33	第5	4	(2)	イ		利用料金及び運営権対価の提案	意見	「本事業期間中に提案し、新たに実施する場合は事前に市と協議を行う。」とあるが、条件を満たすことが明らかである場合は事後の届出制とすることで、運営権者側がより機動的に料金プランの見直しを行う裁量を認めていただきたい。	「実施方針P33第5-4(2)ウ」に記載のとおり、新たな料金プランの設定は供給規程の見直しに該当するため、当初の料金設定時と同様、市との事前協議及び経済産業大臣の認可を受ける必要があります。
197	33	第5	4	(2)	イ		利用料金及び運営権対価の提案	意見	事業全体における資金調達コストを最小限とするために、毎期の運営権対価の支払いは、年度末としていただけますでしょうか。	運営権対価の支払い時期については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
198	33	第5	4	(2)	イ		利用料金及び運営権対価の提案	意見	詳細は、実施契約書(案)において示すとありますが、応募前の事業の検討の際に重要な情報ですので、可能な限り早く開示いただきたく存じます。	利用料金及び運営権対価等の検討に必要な情報として、現在の料金体系の詳細及び業種別・月別実使用水量等、運営権者が市に支払う費用に相当する実績額等に関する資料を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。なお、詳細については募集要項等公表時にお示しする予定です。
199	33	第5	4	(2)	イ		利用料金及び運営権対価の提案	質問	「運営権対価の額の提案にあたっては、本事業期間中に効率的な事業運営を行った場合の経営シミュレーションを行い、本運営事業の価値を適切に評価して、利用料金の設定とともに算出する」とあります。仮に事業者側が「設備投資」と計画したものについて、実施時に貴市側から「修繕(経費)」と指示された場合、収支に影響を及ぼしてしまいます。施設更新や修繕に関する貴市の方針(「持続可能な水道事業を目指す」or「当面維持できれば十分」等)についてご教示ください。	施設更新及び維持修繕にあたっては、「実施方針P11第2-2(2)イ」でお示しているとおり、管路では漏水事故の未然防止と長寿命化を主眼に置くなど、日常の安定給水に重点を置いた状態監視保全に基づく老朽化対策を基本と考えています。
200	33	第5	4	(3)			利用料金の収納	質問	現行の工業用水道給水条例に定められた納付方法(納入通知書に基づく払込み又は口座振替の方法)以外による方法も認められますでしょうか。	利用料金の収納方法については、基本的に運営権者の創意工夫、自由裁量に委ねるものとし、クレジットカード払いや、その他電子マネー等、新たな払込方法を妨げるものではありませんが、事前に利用者ニーズの把握に努めるとともに、実際の導入にあたっては手数料等の面も含め、利用者の利便性の向上に繋がるよう留意してください。
201	33	第5	4	(3)			利用料金の収納	質問	現在の収納方法(口座振替、納付書での支払い、現金)と滞納状況をご教示ください。	現在の収納状況に関する情報を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
202	33	第5	4	(2)	イ		利用料金及び運営権対価の提案	質問	運営権対価の最低制限額は設定されるのか？運営期間中に新たな利用料金へ変更した場合、運営権対価も変更の対象とされるのでしょうか？	運営権対価に関する詳細については、募集要項等公表時においてお示しする予定です。また、運営権対価は実施契約を締結する段階で決定するものであるため、事業期間中の利用料金の変更等で見直されるものではありません。
203	33	第5	4	(2)	イ		利用料金及び運営権対価の提案	質問	市に対する運営権対価の支払いについて、年払い・月払い等は提案できるのでしょうか？	詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
204	34	第5	5	(1)	ア	(ア)	一部負担金	質問	一部負担金の入金時期はいつを想定されていますか。(当該年度末でしょうか。翌事業年度でしょうか。)	市の一部負担金の支払いについては、工事が完成した年度ごとの支払いを原則とし、支払時期についての詳細は、募集要項等公表時にお示しする予定です。
205	34	第5	5	(1)	ア	(ア)	一部負担金	質問	最終事業年度に実施した分の一部負担金の入金時期はいつを想定されていますか。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
206	34	第5	5	(1)	ア	(ア)	一部負担金の支払い	質問	一部負担金を前払いしていただくのはどのようなケースですか。	一部負担金を前払いする場合の要件等については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
207	34	第5	5	(1)	ア	(ア)	市からの一部負担金	質問	「部分的に前払する場合もある。」とありますが、どのような要件でしょうか。	
208	34	第5	5	(1)	ア	(ア)	更新等にかかる費用	質問	「当初計画で見込んだ更新等に係る工事費を算定の基礎とし」について、実際に必要となった更新工事費が、算定の基礎となるとの理解でよろしいでしょうか。	一部負担金については、実際に必要となった更新工事費ではなく、実施契約締結前に運営権者が作成し、市が承認した全体事業計画書で見込んだ工事費を算定の基礎とします。 なお、当該計画に対する工事費の変動については、「リスク分担表(案)P3」の事業費変動リスクの分担に基づくこととなります。
209	34	第5	5	(1)	ア	(ア)	更新等にかかる費用	質問	更新等に関する費用の算定にあたり、これまで、市での更新工事に係る設計委託料や工事請負費以外のいわゆる経費関係で、資本的支出予算として資産計上されていた費用はどのようなものがございますでしょうか。 また、運営権者による更新工事において同様の費用が発生した場合、市が直営により運営した場合との整合を考慮し、これらを更新等に関する費用として市の一部負担金の対象としていただけますでしょうか。	経費につきましては企業会計と同様、当該年度の収益的支出に計上されるため、資産には計上されていません。一方、施設等の全てを更新するのではなく、部分的な取替等を行う場合については、その内容や金額をもとに、資本的支出(建設改良費)か、収益的支出(修繕費等)かを判断しています。 運営権者が実施した更新工事等においても、市の資産計上の基準はこれまでと同様ですので、当該基準に合致するもの(資本的支出として処理すべき内容のもの)が一部負担金の対象となります。
210	34	第5	5	(1)	ア	(ア)	水道メーター	質問	水道メーターについて、更新等で必要となる既設分の取替も一部負担金の対象となるとの理解でよろしいでしょうか。	市では水道メーターを取替資産としており、全体として数量増減を伴わない既設分の取替については、経費として処理されますので一部負担金の対象とはなりません。
211	34	第5	5	(1)	ア	(ア)	特定事業	意見	事業全体における資金調達コストを最小限とするために、更新等に関する費用については市が概算払いし、確定後に差額精算とすることをご検討いただきたい。	「実施方針P34第5－5(1)ア(ア)」に記載のとおり、市は原則として、一部負担金の額を、運営権者が実施した更新等工事の事業量実績(竣工した工事量等)に応じて確定させた年度毎に、金銭にて運営権者に支払うこととしております。
212	34	第5	5	(1)	ア	(ア)	市からの一部負担金	質問	地方公営企業法施行規則における法定耐用年数は、配水管40年・附属設備30年、一体として償却した場合38年とあります。償却期間に関する考え方を示していただけないでしょうか。	市では配水管と同附属設備を区分せずに一体として償却していますので、38年の耐用年数を採用しています。 市(地方公営企業)における減価償却等の詳細については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししていますのでご参照ください。
213	34	第5	5	(1)	ア	(ア)	市からの一部負担金	質問	一部負担金算出に用いられる減価償却の手法は定額法・定率法どちらでになるでしょうか。	市では、機械及び装置(水道メータを除く)は定率法、それ以外は定額法を採用しています。 市(地方公営企業)における減価償却等の詳細については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししていますのでご参照ください。
214	34	第5	5	(1)	ア	(ア)	市からの一部負担金	質問	路面復旧費は一部負担金の対象になりますでしょうか。	更新等にかかる路面復旧費は資本的支出(建設改良費)に含まれるため、一部負担金の対象となります。ただし、修繕等にかかる路面復旧費は収益的支出として処理されるため、一部負担金の対象とはなりません。
215	34	第5	5	(1)	ア	(イ)	支障移設	質問	支障移設の近年の実績と今後の予定、およびそのうち更新にあたるものを具体的に明示して頂けないでしょうか。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
216	34	第5	5	(1)	ア	(イ)	支障移設	質問	支障移設について、運営権者が費用負担するケースを全て教えてください。また、それぞれのケースについて法的根拠を教えてください。	
217	34	第5	5	(1)	ア	(イ)	特定事業	質問	第三者からの依頼に基づく配水設備の支障移設工事に関する費用は、当該第三者と別途締結する契約等において、負担者を定めるとありますが、運営権者が負担するのはどのような場合をお考えでしょうか。	支障移設工事は、道路法第71条第2項に基づく道路管理者からの指示を受けた場合及び他の埋設企業体から依頼された場合に実施するものとしており、道路管理者の指示による支障移設工事については、工事に要する費用を運営権者が負担することとなります。 また、他の埋設企業体等からの依頼に基づく配水設備の支障移設工事について、本市では、「大阪市水道局受託工事取扱要綱」に基づき工事の申請を受理しており、工事費の負担に関しては、原則、同要綱第8条において「受託工事を行う場合の工事費は、申請者が負担する」としています。
218	34	第5	5	(1)	ア	(ウ)	特定事業	質問	「事業提案書による業務量等の提案に基づき」とありますが、これは何を指しているのでしょうか。	末端管路の撤去については、「要求水準書(案)P49の表4-4撤去対象の末端管路」のうち、事業期間中に撤去する業務量等について取組方針を定め、事業提案書に示していただきたいと考えております。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
219	34	第5	5	(1)	ア	(ウ)	末端管路の撤去	質問	「事業提案書による業務量等の提案に基づいて運営権者が撤去」とありますが、市が判断し、選定するのは募集要項の公表時点との理解でよろしいでしょうか。	「市が判断し、選定する末端管路」とは、「要求水準書(案)P49表4－4」に示す「撤去対象の末端管路」を指しています。応募者には、事業期間中に撤去する業務量等について取組方針を定め、事業提案書に示していただきたいと考えております。
220	34	第5	5	(1)	ア	(ウ)	特定事業	質問	運営権者は、除却に伴う経営収支への影響に配慮する。とありますが、末端管路の除却費用が、貴市の経営収支に悪影響を与えないように施工時期等に配慮するという理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
221	34	第5	5	(1)	ア	(ウ)	末端管路の撤去に関する費用	質問	末端管路の撤去に関する費用の入金時期はいつを想定されていますか。(当該年度末でしょうか。翌事業年度でしょうか。)	末端管路の撤去に要した費用については、工事が完成した当該年度の支払いを想定しています。
222	34	第5	5	(1)	ア	(ウ)	末端管路の撤去に関する費用	質問	最終事業年度に実施した分の末端管路の撤去に関する費用の入金時期はいつを想定されていますか。	
223	34	第5	5	(1)	イ	(ア)	附帯事業	質問	給水施設の撤去工事は工事申込者が負担となっていますが、現在不要と思われる給水管が撤去されずに残存している給水管は有りますか。	利用者が給水施設の使用を廃止した時は、30日以内に撤去工事の申込みをしていただく必要があり、原則撤去していただいております。ただし、経済状況悪化による倒産等により、給水施設の撤去工事費用が捻出できない等の理由で、止むを得ず給水管が残存している箇所があります。
224	34	第5	5	(1)	イ	(イ)	附帯事業	意見	これまでに発生した事象について、内容、被害額(負担内訳)、頻度等の資料を開示願います。	「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
225	34	第5	5	(1)	イ		附帯事業	質問	「給水施設の漏水時の緊急対応・修繕に要した費用のうち、道路部分は運営権者が負担」とありますが、この道路部分に関する市の費用負担の内容・実績について、ご教示いただけますでしょうか。	
226	34	第5	5	(1)	イ		附帯事業	質問	運営権者が所有する資産に係る道路占用料について、大阪市道路占用料条例3条に基づく免除の対象となるという理解でよろしいでしょうか。また、免除されない場合であっても、減額の対象としていただけますでしょうか。	運営権者が所有する資産に係る道路占用料については、募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
227	34	第5	5	(1)	ア	(ア)	特定事業	質問	金銭にて運営権者に支払う。(部分的に前払する場合もある。)とありますが、部分的に前払する場合とはどのような場合をお考えでしょうか。	実施方針No206の回答をご参照ください。
228	34	第5	5	(1)	イ	(イ)	附帯事業	質問	「給水施設の漏水時の緊急対応・修繕に要した費用のうち、道路部分は運営権者が負担し」とありますが、その原因が不可抗力の場合でも運営権者負担となるのでしょうか。	道路部分における給水施設の漏水リスクは、「要求水準書(案)P75第5-3(2)オ 道路部分の緊急修繕」に記載のとおり、運営権者による負担を原則としますが、リスク分担表(案)に基づき、一定規模以上の不可抗力事象に伴う漏水については、市が負担します。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
229	35	第5	5	(1)	イ	(イ)	附帯事業	質問	市のホームページでは、「上水の場合は、水道メーターから道路側の修繕は無料(局負担)」となっており、更に、建築物の解体工事で解体業者が給水施設を破損させた場合、修繕費を回収できないことに対する注意喚起も行っています。本事業において「利用者の敷地内部は当該利用者が負担」とした理由をお示しいただけないでしょうか。	「大阪市工業用水道事業給水条例」第14条において、給水施設及び内部施設の管理責任は使用者又は所有者にあり、異常がある場合は修繕その他必要な処置を請求しなければならず、その費用は、使用者又は所有者の負担とするとあります。このように、使用者又は所有者の原則負担としながら、例外的に道路部分の修繕に関しては、「要求水準書(案)P77の参照文書⑨」に基づき、使用者又は所有者の故意や重大な過失により生じた修繕を除き、無料修繕としています。
230	35	第5	5	(2)			20条負担金	質問	「運営権者は、本事業開始日の前日までに市が建設又は更新等をした運営権設定対象施設及び本事業開始日の前日までに市が契約を締結し、本事業開始日以降も市が建設又は更新等を行い、竣工した運営権設定対象施設の本事業期間中の減価償却費相当額を負担する。」とありますが、これまで市が行ってきたのと同じ手法で減価償却を行うと考えて良いのでしょうか。	ご理解のとおりです。 市(地方公営企業)における減価償却等の算定方法や、20条負担金等の推計については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
231	35	第5	5	(2)			20条負担金	質問	事業提案書作成に当たり、金額はいくらを見込めば良いのでしょうか。	20条負担金等の推計については、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
232	35	第5	5	(2)			20条負担金	質問	事業期間中の20条負担金の見通しを募集要項の公表以前に明示して頂けますでしょうか。	

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
233	35	第5	5	(2)			20条負担金	質問	20条負担金は運営権者にとって事業開始前に予見できない費用となりますが、事業開始後の1年間に欠陥等が判明し市が更新を行った場合、当該更新に要した費用については20条負担金には加わらないという理解でよろしいでしょうか。	事業開始後1年間で運営権設定対象施設及び運営権者への引き渡し対象資産に欠陥・損傷等が発見された場合には、「リスク分担表(案)P1」に記載のとおり、市がその追加的な工事等の費用を負担します。 ただし、こうした事業期間中に必要となった運営権設定対象施設に対する更新等を、市が実施した場合の費用の取扱いについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
234	35	第5	5	(2)			20条負担金	意見	双方の事務簡素化のため、運営権者から市への支払い(運営権対価、20条負担金)と、市から運営権者への支払い(更新等に関する費用の一部負担金)を相殺できるようにしていただきたい。	支払いに関する相殺の取扱いについては、事業者選定後、双方の協議により決定するものと考えています。
235	35	第5	5	(3)			運営権を設定しない施設等に関する費用	質問	事業提案書作成に当たり、金額はいくらを見込めば良いのでしょうか。	これらの運営権者が負担する費用(サービス対価)については、基本的に運営権設定対象施設に直接かかるものではありませんが、本事業の運営に必要不可欠な上工共用施設(市水道事業と市工業用水道事業で共用している施設)などの更新や維持管理等にかかる費用です。 現在も市において、これらの共用施設にかかる業務等を水道事業で実施し、工業用水道事業において応分の負担を行っており、本事業開始後は、当該負担は運営権者に行っていただくこととなります。 運営権者が負担する費用(サービス対価)については、過去実績等に基づく目安の金額を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。 詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
236	35	第5	5	(3)			運営権を設定しない施設等に関する費用	意見	運営権者側での経営努力や予見が及ばない費用であるため、可能な限りの具体的な内容と、毎年度の減価償却費相当額、修繕費見積額が提示されることを希望します。	
237	35	第5	5	(3)			運営権を設定しない施設等に関する費用	意見	運営権者が負担すべき修繕費や減価償却費相当額等について、詳細は実施契約書(案)において示すとありますが、応募前の事業の検討の際に重要な情報ですので、可能な限り早く開示いただきたく存じます。	
238	35	第5	5	(3)			運営権を設定しない施設等に関する費用	質問	「運営権者は、市水道事業や他事業体と共有又は共用し、運営権を設定しない施設等のうち、本事業の実施のために使用する施設等に関する修繕費や減価償却費相当額等を負担する。」とありますが、負担の妥当性について、どのように判断されたのでしょうか。また、この判断について、交渉の余地はあるのでしょうか。	
239	35	第5	5	(3)			運営権を設定しない施設等に関する費用	質問	「運営権を設定しない施設等のうち、本事業の実施のために使用する施設等に関する修繕費や原価償却費相当額等は運営権者が負担」とありますが、それらの費用を適切に想定するため、例えば「他事業体と共有または共用している施設等」でトラブルが発生した場合等の責任の所在等、費用想定に必要となる条件を具体的にお示しいただけないでしょうか。	管理責任は当該施設の管理を行う者(市の水道事業又は他事業体)にあるため、運営権者の行為を原因としたトラブルでなければ、原則として運営権者には責任が発生するということは想定されません。 運営権者が負担する費用(サービス対価)について、過去実績等に基づく目安の金額を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。 詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
240	35	第5	5	(3)			運営権を設定しない施設等に関する費用	質問	運営権を設定しない施設等とは具体的にどのようなものでしょうか。	浄水場における薬品注入設備等の水道事業との共用施設や、取水施設等の他事業体との共用施設等を指します。
241	35	第5	6	(1)			基本方針	意見	外部有識者によるモニタリングは市から独立した中立のものとし、その構成委員の半数を運営権者推薦枠とすることを希望します。	外部有識者によるモニタリングは、市のモニタリングの一環として、専門性や客観性、公平性を確保しつつ市が主体的に実施するものであり、ご質問のような人選を図ることは、むしろ、その基本的な趣旨に反するものと考えております。 その実施体制については、募集要項等公表時にお示しする予定ですが、より詳細な具体の考え方について疑義をお持ちであれば、募集要項等公表後の事業者選定手続きにおいてご確認ください。 なお、これとは別途、市によるモニタリングの結果等、市と運営権者の認識に齟齬が生じた場合に備え、いただきましたご意見のような専門的、客観的立場から調整を図るための第三者機関を設置する予定であり、当該機関の構成等の詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
242	36	第5	6	(2)	ア		運営権者によるセルフモニタリング	質問	所定の期間とは具体にはどれくらいでしょうか。	業務報告書の提出期限については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
243	36	第5	6	(2)	イ		市によるモニタリング	意見	市によるモニタリングは、事業の円滑な推進のためにも、運営権者に過大な負担のかからない様お願いいたします。	市によるモニタリングの趣旨は、要求水準書等に基づく業務品質を確保していただきながら、運営権者が本運営事業を自由な裁量と創意工夫をもって円滑に進めていただいていることを確認するために実施するものです。運営権者によるコーポレートガバナンスやセルフモニタリングがしっかり確保されていれば、市による過不足の無いモニタリングが可能であり、ご懸念のようなことはないものと考えております。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
244	36	第5	6	(2)	ウ		外部有識者機関によるモニタリング	意見	外部機関のメンバーには経営に関する有識者を入れていただけるようお願いします。	募集要項等公表時にお示しする予定です。
245	37	第5	6	(3)	ア		業務モニタリング	質問	浄配水場の運転管理等を市に業務委託する場合もモニタリング対象となるのでしょうか。	ご理解のとおり、運営権事業全体がモニタリングの対象となります。浄配水場の運転管理及び水質管理業務を市に委託する場合は、当該委託契約に基づき運営権者が市の水道事業をモニタリングした結果を含めて、市が事業全体として要求水準等を満たした業務が行えているかを確認することになります。
246	37	第5	6	(3)	ア		業務モニタリング	質問	業務モニタリングの中に浄配水場の施設管理計画・運転管理計画の策定とありますが、浄水場の運転管理は原則市に委託するとなっているので市の方で策定されるという理解でよろしいでしょうか？	浄配水場の運転管理及び水質管理業務を市に委託する場合は、業務委託契約に基づき、市(水道事業)が浄配水場の運転管理計画を策定し、運営権者に提出しますので、運営権者は他のモニタリングのための書類とともに当該計画を市(工業用水道)に提出いただくこととなります。なお、その運用状況の報告についても同様です。
247	38	第5	6	(4)			モニタリングによる改善措置等	質問	「事業計画や要求水準とのかい離の程度」について具体的な基準や、違約金の額、その発生条件はどのようなものをお考えでしょうか、ご教示お願い致します。	違約金の基準等については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
248	38	第5	6	(4)			モニタリングによる改善措置等	質問	「業務改善措置」「違約金」が規定されていますが、「ペナルティ」の具体的基準をお示しいただけないでしょうか。	
249	38	第5	6	(4)			モニタリングによる改善措置等	質問	事業計画や要求水準とのかい離の程度に応じて違約金を求めるとありますが、どの程度のかい離また違約金の値はどの程度でしょうか。	
250	40	第6	1				公共施設の内容	意見	運営権設定対象施設について資料開示を早期にお願いします。	運営権設定対象施設について、市の固定資産台帳における各施設の資産取得年度及び金額等の情報は、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。
251	40	第6	1	(2)			運営権設定対象施設の規模に関する事項	質問	各施設の資産取得年及び金額、償却年数、残存簿価はいかがなりますでしょうか。	
252	41	第6	1	(2)			運営権設定対象施設の規模に関する事項	質問	休止設備も対象でしょうか。	「実施方針P40、41の表6」に記載のとおり、休止設備についても運営権設定対象施設です。
253	41	第6	2				土地の使用に関する事項	質問	「運営権者が特定事業を行うにあたっては、実施契約のほかに市有財産賃貸借契約又は使用許可を必要としない。」とありますが、「無償」という理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおり、特定事業を行うための土地の使用については無償です。なお、各施設を使用するにあたっての対価としての本事業期間中の減価償却費相当額について、運営権設定対象施設は20条負担金として、また運営権設定対象外施設についてはサービス対価として、運営権者にご負担いただきます。
254	42	第7	2				疑義が生じた場合の措置	意見	第三者機関は市から独立した中立のものとし、その構成委員の半数を運営権者推薦枠とすることを希望します。	詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
255	43	第8	1	(1)			解除事由	質問	「重大な違反」の具体的基準を教えてください。	運営権者がその責めに帰すべき事由により本契約上の義務を履行しないとき等を想定しています。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
256	43	第8	1	(2)			解除後の措置	質問	運営権者が負担する違約金の算出はどのように行うのでしょうか。	詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
257	43	第8	2	(1)	イ		解除後の措置	質問	市の責に帰すべき事由により、運営権者に損害が生じた場合とは、どのようなことを想定されているのでしょうか。	現時点で具体的に想定している事態はございません。
258	43	第8	2	(1)			市事由解除	質問	「一定期間」「重大な義務」の具体的基準を教えてください。	募集要項等の公表時にお示しする予定です。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
259	43	第8	1	(2)			解除後の措置	質問	当該解除時の対応として、①竣工済かつ一部負担金未受取の工事に関しては、解除時点の簿価相当額②竣工済かつ一部負担金受領済の工事分に関しては、解除時点の簿価相当額から運営権者が受領済の一部負担金を控除した額③未竣工工事分は出来高部分相当額、が市から運営権者に支払われるという理解でよろしいでしょうか。またもし運営権対価の一括支払いがあるのであれば、解除時点から事業期間終了までの残期間分が返還されるという理解で宜しいでしょうか。	解除後の措置にかかる一部負担金等の取扱いに関しては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
260	43	第8	1				運営権者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置	質問	事業の継続が困難となった場合に、更新等に関する費用の市の一部負担金については、当初想定していた事業期間終了の残存簿価相当額ではなく、この時点における残存簿価相当額に引き直して差額精算いただける(市が追加負担)という理解でよろしいでしょうか。	
261	44	第8	2	(1)	イ		解除後の措置	質問	当該解除時の対応として、①竣工済かつ一部負担金未受取の工事に関しては、解除時点の簿価相当額②竣工済かつ一部負担金受領済の工事分に関しては、解除時点の簿価相当額から運営権者が受領済の一部負担金を控除した額③未竣工工事分は出来高部分相当額、が市から運営権者に支払われるという理解でよろしいでしょうか。またもし運営権対価の一括支払いがあるのであれば、解除時点から事業期間終了までの残期間分が返還されるという理解で宜しいでしょうか。	
262	44	第8	2	(1)	イ		解除後の措置	質問	「市事由解除による運営権者の損失相当額」とは、事業期間全体での逸失利益を含むという認識でよろしいでしょうか。	運営権者の損失相当額とは、例えば、契約解除に伴う運営権者から再委託先への違約金等、実損害分が対象となると考えられます。契約解除後の措置については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
263	44	第8	2	(1)	イ		解除後の措置	質問	運営権者の責に帰すべき事由による解除の場合は運営権者は違約金を負担するため、市の責に帰すべき事由により解除された場合には、市も違約金を負担するという理解でよろしいですか。	市帰責事由解除の場合は、運営権者の損失相当額を支払うことを想定しています。なお、解除時の措置に係る取扱いについては、募集要項等の公表時にお示しする予定です。
264	44	第8	2	(2)	ア		解除又は終了事由	意見	不可抗力により本運営事業の継続が不可能又は著しく困難であることが判明した場合、市だけでなく運営権者も契約解除の権利を有することを希望します。	不可抗力解除又は終了は、市及び運営権者の合意を前提としつつ、合意後の解除権を行使するのは発注者である市のみとしています。
265	44	第8	2	(2)	イ		解除又は終了後の措置	質問	当該年度の一部負担金の扱いはどのようになるのでしょうか。	市が一部負担金をお支払いするのは、事業期間中において、竣工し完成検査を終えた更新工事等が対象となります。解除後の措置に係る一部負担金の取扱いについては、募集要項等公表時にお示しする予定です。
266	44	第8	2	(3)	イ		解除後の措置	質問	当該年度の一部負担金の扱いはどのようになるのでしょうか。	
267	44	第8	2	(2)	イ		解除又は終了後の措置	意見	不可抗力により実施契約を解除する場合、運営権を放棄するか無償譲渡するか判断は、市の選択だけでなく運営権者の意思も反映していただくことを希望します。	実施契約の解除が必要となる程度の不可抗力が発生した場合、施設被害の状況、その復旧に要する期間や費用等を総合的に勘案し、工業用水道事業自体の存廃を含めた判断が必要となるため、その後の措置は、当該施設を保有する市が判断すべきことであると考えています。
268	44	第8	2	(2)	イ		解除又は終了後の措置	質問	当該解除時の対応として、①竣工済かつ一部負担金未受取の工事に関しては、解除時点の簿価相当額②竣工済かつ一部負担金受領済の工事分に関しては、解除時点の簿価相当額から運営権者が受領済の一部負担金を控除した額③未竣工工事分は出来高部分相当額、が市から運営権者に支払われるという理解でよろしいでしょうか。またもし運営権対価の一括支払いがあるのであれば、解除時点から事業期間終了までの残期間分が返還されるという理解で宜しいでしょうか。	実施方針No259の回答をご参照ください。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
269	44	第8	2	(3)	イ		解除後の措置	質問	「市は、運営権を取り消し、当該特定法令等変更により市及び運営権者に生じた損失は、各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。」とありますが、別紙2 リスク分担表(案) P.2 法令変更「公共施設等運営権が設定された事業に対してのみ適用される法令、通知、条例等の変更であって、運営権者に不当な影響を及ぼすもの」では、「運営権者のみに影響を及ぼすため、公営である場合とのイコールフットINGの観点から市が負担」とあります。また、別紙2リスク分担表(案)P.5 契約解除「不可抗力、法令変更等、市と運営権者双方に起因しない契約解除」では、「双方に帰責性のない場合は 双方に生じた損害を各自が負担するとの考え方により、運営権者に生じた追加費用や損害は運営権者が負担。」となっています。 これは法令変更が運営権者に不当な影響を及ぼすもので、事業継続できる場合は当該リスクを最もよく管理できる市が管理し、契約解除せざるを得ない場合の法令変更については双方に帰責性がないと判断し各自が損害を負担するということでしょうか。 市が負担する場合と各自が負担する場合の違いについて、ご教授ください。	市による法令等変更と、国や他の地方公共団体による法令等変更でリスク負担の帰結を分けることとし、前者は市の負担、後者は各自負担と考えております。詳細については、募集要項等公表時にお示しする予定です。
270	44	第8	2	(3)	イ		解除後の措置	質問	当該解除時の対応として、①竣工済かつ一部負担金未受取の工事に関しては、解除時点の簿価相当額②竣工済かつ一部負担金受領済の工事分に関しては、解除時点の簿価相当額から運営権者が受領済の一部負担金を控除した額③未竣工工事分は出来高部分相当額、が市から運営権者に支払われるという理解でよろしいでしょうか。またもし運営権対価の一括支払いがあるのであれば、解除時点から事業期間終了までの残期間分が返還されるという理解で宜しいでしょうか。	実施方針No259の回答をご参照ください。
271	44	第8	2				その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置	質問	事業の継続が困難となった場合に、更新等に関する費用の市の一部負担金については、当初想定していた事業期間終了の残存簿価相当額ではなく、この時点における残存簿価相当額に引き直して差額精算いただける(市が追加負担)という理解でよろしいでしょうか。	実施方針No265の回答をご参照ください。
272	44	第8	2	(1)	イ		解除後の措置	意見	「市の責に帰すべき事由による解除の場合、運営権者の損失相当額を支払い」とありますが、違約金などの措置は無いのでしょうか。これについて、事業者の責に帰すべき事由と同等にすべきではないでしょうか。	実施方針No263の回答をご参照ください。
273	44	第8	2	(1)	イ		解除後の措置	質問	「市は、運営権を取消し、運営権者に対して、当該解除による運営権者の損失相当額を支払う。」とありますが、算定方法についてご教示ください。	実施方針No262の回答をご参照ください。
274	44	第8	2	(2)	ア		解除又は終了事由	質問	「不可抗力により運営権設定対象施設の全部が滅失したとき」とありますが、全部が滅失しないまでも事業の継続が困難になる場合もあると思いますが、その時の措置の考え方をご教授ください。	施設の全部が滅失しない場合においても、不可抗力により受けた損壊の修復に多額の費用を要するなど、本運営事業の継続が不可能又は著しく困難であることが判明した場合は、市は、実施契約を解除することもありうるものと考えています。
275	44	第8	2	(2)	イ		解除又は終了後の措置	質問	無償譲渡を行うとありますが、付帯事業等に関する資産も含め、すべてを無償譲渡するのでしょうか。	「実施方針P44」では、不可抗力による解除又は事業終了時の、「運営権」の放棄又は無償譲渡について記載しています。 不可抗力による解除又は事業終了時の資産等については、「実施方針P19第3-1(7)エ(オ)運営権者が所有する資産等」に記載の本事業期間終了時の取扱いに準じて、運営権者が所有する本運営事業の実施に係る資産等のうち、必要と認めた場合、残存価値を勘案し買い取ることができ、その他の運営権者が所有する資産等は、全て運営権者の責任において処分していただくこととなります。
276	44	第8	2	(2)	イ		解除又は終了後の措置	質問	「相互に損害賠償は行わない」とありますが、天災(大雨、洪水、地震等)により本来安全であるはずの施設が、責市側の対策不備により発生した損害(人的損害含む)に対しても損害賠償を行えないということでしょうか。	不可抗力により運営権の解除を行わなければならない場合、運営権者は工業用水道事業者、市は資産を保有する立場で、両者に生じた損失は各自が負担するべきものと考えます。
277	44	第8	2	(3)	ア		解除事由	意見	特定法令等変更が生じた場合、事業者にも実施契約の解除をできるようにするべきではないでしょうか。	特定法令等変更解除は、市及び運営権者の合意を前提としつつ、市において合意後の解除権を行使することを想定しています。

No	見出し符号						項目名	質問・意見		回答
	頁	章	節	細節1	細節2	細節3				
278	44	第8	2	(2)	イ		解除又は終了後の措置	質問	「不可抗力により市及び運営権者に生じた損失は各自が負担し、相互に損害賠償は行わない。」とありますが、設備投資にかかる未払いの債権(減価償却費相当)の扱いはどうなるのでしょうか。	実施方針No265の回答をご参照ください。
279	46	第9	3				その他の措置及び支援に関する事項	質問	「市は、運営権者が本事業を実施するにあたり、必要な許認可等について、必要に応じて協力する」とありますが、ご協力いただける具体的な内容が想定されている場合は、その内容をご教示ください。	「工業用水道事業法」第3条第2項に定める経済産業大臣の許可取得及び同法17条第2項の供給規程の認可取得のための所管省庁(経済産業省)との調整、同法第13条の給水開始前の経済産業省への届出等を想定しています。
280	全般						「意見」の取り扱いについて	意見	提出する「意見」に対し、「意見は聞きました」というスタンスではなく、意見をしっかりと受け止めていただいた上で、市の回答を返していただくことを希望します。	本事業の運営権者として募集・選定する民間事業者様には、大阪市にとって重要なパートナーとなっていていただくものであり、実施方針策定以降は、両者の協力関係を円滑に構築できるよう、双方が果たすべき役割等を1つ1つ決めていくプロセスであると考えています。今後とも、本事業への参画を検討される民間事業者の皆さまと水道局との対話等については、引き続き丁寧に進めてまいります。
281	全般						情報開示	意見	応募の検討に必要な情報は、随時、民間の求めに応じ開示していただくことを希望します。	関心表明書を提出いただいた事業者様には、令和2年6月作成の情報開示資料の提供以降、管路情報管理システムの閲覧や、浄配水場の施設見学等を予定しておりますが、引き続き、頂いた要望等も踏まえ、事業者選定のフェーズに応じて、提案に必要な情報提供を行ってまいります。
282	全般						情報開示	意見	至近までの月別供給量(調定量)、顧客リスト(契約内容・供給実績等含む)を速やかに開示していただくことを希望します。	5年間(H26～30)の利用者ごとの業種や水量・料金の実績を、「関心表明書提出事業者向け情報開示資料(令和2年6月作成)」にてお示ししています。 ただし、現時点では、具体的な企業名や所在地等は、秘匿性の高い情報であるため特定できない形としており、それらについては募集要項等公表以降の事業者選定手続きにおいてご確認ください。
283	全般						利用者の情報	質問	工業用水を受水されている利用者名、立地場所、契約水量及び過去の使用実績については、今後開示されますでしょうか。	
284	全般						非常時対応	質問	疫病等の際に、政府等公的部門からの求めに応じて水道料金の減免、支払猶予等の措置を実施する場合、その負担は市が負っていただくという認識でいいでしょうか。	市の方針に基づき、料金減免等を行っていただく場合は、ご理解のとおりと考えますが、市を除く公的部門からの求めにより実施する場合は、当該公的部門と運営権者との調整によるものと考えます。
285	全般						水道メーター点検の範囲	質問	「水道メーターの検針及び異常等の有無」について、水道メータに設置している通信機器、超過流量計 等も点検対象でしょうか	ご理解のとおり点検対象となります。 検針時等において、それらの通信機器や超過流量計等の故障や不良により、正確な水量の把握が困難である場合は、利用者に連絡した上で、必要な調査・点検及び修理を行ってください。